平成26年第2回睦沢町議会定例会会議録

平成26年6月13日(金)午前9時開会

出席議員(13名)

2番 1番 田 中憲一 3番 麻 生 安 夫 4番 野 彰 清 男 5番 今 関 澄 6番 治 孝 明 幸 7番 雄 8番 澤 幸 治 正 畄 宏

9番 中村義 德 10番 市原 時 夫

11番 荻野新衞 12番 市原裕一

13番 市原重光

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 市原 武 副 長 宮 﨑 登身雄 町 課 槗 正 税務住民課長 総 務 長 髙 齊 藤 賢 治 健康福祉課長 倉 雄 地域振興課長 米 行 平 山 義 晴 総 務 課 政策企画担当主幹 会 計 管 理 者 木 島 幸 鈴 木 政 信 地 域 振 興 課 生活環境・地域整 備 担 当 主 幹 健康福祉課 村 精 田 邉 浩 国保健康担当主幹 総務課副課長 総務課副課長 Ш 越 康 子 白 井 住三子 兼総務班長 兼財政班長 梨 教 育 長 髙 正 教 育 課 長 鈴 木庄一 選挙管理委員会 書記長 睦沢こども園長 阿部倉 光 宏 髙 槗 正 記 業委員会 長務 局長 手 塚 和 夫

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長石井安邦 書 記 麻生健介

書 記 中山 大輔

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議会改革特別委員会結果報告

日程第 4 産業建設常任委員会調査結果報告

日程第 5 請願第 1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

日程第 6 陳情第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する 陳情書

日程第 7 陳情第 3号 「国における平成27 (2015) 年度教育予算拡充に関する意 見書」採択に関する陳情書

日程第 8 一般質問

日程第 9 承認第 1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第10 承認第 2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第11 議案第 1号 睦沢町健幸のまちづくり基本条例の制定について

日程第12 議案第 2号 睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第 3号 町道路線の認定について

日程第14 議案第 4号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)

(町長の提案説明、質疑・討論・採決)

日程第15 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について

追加日程第1 発議案第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

追加日程第2 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第3 発議案第3号 国における平成27 (2015)年度教育予算拡充に関する意 見書の提出について ______

◎開会及び開議の宣告

○議長(市原重光君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第2回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎諸般の報告

○議長(市原重光君) 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告 がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、平成26年1月分から 3月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印字物によりご了承願います。

次に、町長より本年度新規採用職員の研修として今期定例会を傍聴させたい旨の依頼があ り、これを了承いたしましたのでご報告いたします。

◎議会関係の報告

○議長(市原重光君) 次に、議会関係の報告をいたします。

去る5月26日に、千葉県町村議会議長会定例会が開催されました。内容について、私から 報告いたします。

会長、職務代理者の挨拶の後、新任議長として長生村の東間議長の紹介が行われました。 議案審査に移りまして、長生村の議長がかわられたことにより、県議長会の会長が不在と なったため、議案第1号で会長の互選、3号で副会長、4号で監事の互選がそれぞれ行われ ました。会長に栄町の大澤議長、副会長に長柄町の関議長、監事に東庄町の鎌形議長が互選 されました。

議案第2号 国・県への要望事項については、国へ8件、県に12件の要望があり、睦沢町議会から長生グリーンラインの早期事業化と瑞沢川及び長楽寺川改修の早期完成について、要望しております。

そのほかに千葉県町村議会議長会の事業として、昨年から始まりました町村議会議員を対象とした研修会が8月1日、金曜日でございます、午後1時30分からオークラ千葉ホテルで

開催されることが決定いたしましたので、睦沢町議会全員で参加したいと思いますので、ご 協力をお願いいたします。

そのほか、詳しくは事務局に資料を保管してありますので、ご参照ください。

以上、報告とさせていただきます。

次に、5月30日に今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、中村義徳委員長から報告があります。

中村委員長。

○議会運営委員会委員長(中村義徳君) 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。

去る5月30日に、議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、平成26年第2回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、一般質問は4名の議員から通告がされており、議案などについては請願1件、陳情2件、承認2件、議案4件、報告1件であります。

会期は、協議の結果、本日1日限りといたしました。

次に、本日の日程について申し上げます。

まず最初に、請願1件の審議をお願いし、続いて、陳情2件の審議をお願いいたします。 請願及び陳情につきましては、委員会付託を省略し本会議で決することといたしました。続いて、一般質問を行います。その後、承認2件、議案4件、報告1件を予定いたしました。 以上、今期定例会の日程につきまして申し上げました。

今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご 理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

次に、3月31日から議会だより編集特別委員会が開催されました。内容について、幸治孝明委員長から報告があります。

幸治委員長。

○議会だより編集特別委員会委員長(幸治孝明君) 5月末に配付になりました議会だよりに ついてかかわります会議状況を報告いたします。

開催場所は、役場3階304会議室。

作業内容、日時順に申し上げますと、3月31日編集方針、原稿分担、編集日程等の決定、 4月9日原稿調整、4月10日原稿調整、レイアウト、写真撮影、4月11日原稿調整、レイア ウト、写真撮影、4月24日校正、最終承認、5月9日最終校正、印刷指示を行いました。 以上でございます。

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

- ○議長(市原重光君) ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。 市原町長。
- **〇町長(市原 武君)** 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解等を賜りまことにありがとうございます。

木々の緑が一層深みを増しておりますが、梅雨入りし本格的な雨のシーズンとなりました。 この時期になりますと災害も気になってまいりますが、町民の安全・安心を第一に万全を期 してまいりたいと考えております。

今期定例会でご審議いただく案件は、専決処分による税条例の一部改正2件の承認、議案では、新規条例制定1件、条例の一部改正1件、町道路線の認定1件、一般会計補正予算及び繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

慎重にご審議の上、原案のとおりご承認賜わりますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をいたします。

はじめに、総務課所管について報告いたします。

去る4月24日に、株式会社大林組より、佐貫のデイスターゴルフ場周辺土地の寄附を受けました。この面積は66.6~クタールで、このうち山林が約60~クタールを占めており、先般所有権移転登記が完了いたしました。今後周辺土地の環境保全を視野に入れながら有効活用してまいる所存であります。

次に、睦沢町コンプライアンス基本指針の制定についてご報告いたします。

本件につきましては、議会からも何度となくご指導をいただきましたが、去る4月23日に 制定し、先般全職員に通知いたしました。

この基本指針は、コンプライアンスに関して全ての職員が共通の認識を持ち、意識すべき 具体的な事項を5つの行動指針として示したもので、職員は公私ともにみずからの行動に照 らし、本指針の実践を日ごろから確認することとするものでございます。なお、本町における法令遵守の推進を図るため、睦沢町コンプライアンス推進委員会も設置し検証確認等してまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、健康福祉課関係の行政報告をいたします。

高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画は、平成24年度から26年度の3年間の計画となっていますが、この計画の中に2つの大きなハード事業が盛り込まれていますので、その進捗についてご報告をいたします。

まず、1点目は、県の補助を受けての認知症対応型協働生活介護施設の建設です。グループホームと称しておりますが、事業主の公募を昨年5月に行い、審査の結果、茂原市の有限会社かづみ、代表取締役松本敏夫に決定しました。建設場所は、上之郷地先で木造平家建て、面積は65坪で受け入れ入居者は9人であります。工事着手がおくれたため、平成26年度に繰り越し措置いたしましたが、6月末には完成する見込みであり、8月から開設となります。

なお、川島地先にありますグループホームでございますが、こちらの施設につきましては、 耐震性に不備があるため同様に県の補助事業により、現在、建て替え工事を行っております。 本施設につきましても間もなく完成の見込みでございます。

次に、広域型特別養護老人ホームについてでありますが、本施設につきましても第5期計画に乗っており、睦沢町内に開設すべく昨年8月から町のホームページと町広報により、事業主を公募いたしました。2つの事業者から応募があり、町の選定委員会に諮り、仮称社会福祉法人春喜会、設立代表者新沢敏夫を千葉県に推薦いたしました。推薦を受けた春喜会は法人の設立と施設整備に関する協議書を千葉県に提出し、今年3月に承認がなされました。

ここで、施設の概要についてご説明をいたします。施設の建設か所は睦沢町北山田724番地ほかで、今後道路整備が行われる上市場関戸線に面する土地です。施設規模は50床で、このほかにショートステイ10床を計画しております。なお、この春喜会ですが茂原市でデイサービスせせらぎなどを経営している会社であります。

今後のスケジュールでは、農地転用、建築確認申請、入札工事となり、完成は平成27年3月の計画となっております。

以上、挨拶と行政報告を申し上げました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので、報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(市原重光君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名いたします。3番麻生安夫議員、 4番清野 彰議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長(市原重光君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。

◎議会改革特別委員会結果報告

〇議長(市原重光君) 日程第3、議会改革特別委員会結果報告を行います。

市原裕一委員長より報告願います。

市原委員長。

○委員長(市原裕一君) 皆さん、改めておはようございます。

平成26年6月13日、睦沢町議会議長市原重光様、睦沢町議会改革特別委員会委員長市原裕 一、委員会調査結果報告書、中間報告です。

本委員会の調査結果を睦沢町議会委員会条例第26条及び睦沢町議会会議規則第76条の規定 により、下記のとおり報告いたします。裏面でございます。

- 1、調査事項、睦沢町の議会改革に関する調査検討について。
- 2、経過、平成26年第1回委員会。

日時、平成26年9月12日木曜日、本会議休憩中302・303会議室。

事案、睦沢町議会改革特別委員会委員長並びに副委員長の選任について。

委員長、今関澄男、副議長、委員長には副議長が当たるということに決まりました。副委

員長、市原重光、議会運営委員会委員長。

出席者、委員長ほか12名、事務局1名。

平成26年第2回委員会。

日時、平成25年12月9日、月曜日、302・303会議室。

事案、課題の検討について。

出席者、委員長ほか委員12名、事務局2名。

平成26年第1回委員会。

日時、平成26年2月18日、火曜日、302·303会議室。

事案、課題の検討について。

出席者、委員長ほか委員12名、事務局2名。

議会構成の変更に伴い委員長、副委員長の変更、委員長、私市原裕一、副委員長に中村義 徳、議会運営委員会委員長。

平成26年第2回委員会。

日時、平成26年5月30日金曜日、302·303会議室。

事案、課題の検討について。

出席者、委員長ほか委員12名、事務局2名。

調査結果、睦沢町の議会改革に関する調査検討を行うため、直面する課題の検討、改革に対する意見の集約を図った。課題などについては現在のところ大きく分類すると次の4項目に分けることができる。

1、委員会等に関する課題。2、議員定数等に関する課題。3番、議会運営等に関する課題。4番、広報・公聴等に関する課題。

今後、これらの課題・意見を踏まえてさらなる調査・検討を行ってまいります。

以上でございます。

すみません、訂正します。 2番の経過のとこなんですけども、次の25年を26年と読んだそうです。訂正します。すみませんでした。

2番の経過、平成25年のところを26年、2番目の25年ですけども26年というような報告を いたしました。どうも失礼しました。

失礼しました。この文書のとおりで年度を間違えたそうです。25年です。よろしくお願い します。

〇議長(市原重光君) 大変にご苦労さまでした。

◎産業建設常任委員会調査報告

〇議長(市原重光君) 日程第4、産業建設常任委員会調査報告を行います。

幸治孝明委員長より報告願います。

幸治孝明委員長。

○産業建設常任委員会委員長(幸治孝明君) 産業建設常任委員会から、調査結果の報告をいたします。

この報告書を朗読することで、調査結果報告とさせていただきます。

本委員会は調査結果を睦沢町議会委員会条例第26条及び睦沢町議会会議規則第76条の規定 により下記のとおり報告します。

記、調査事項。

1、耕作放棄地について。2、鳥獣被害について。3、里山づくりについて。4、その他地域振興について。

調査内容。

開催日時、第1回平成26年3月7日、午後1時45分。第2回平成26年5月13日、午後1時。 第3回平成26年5月30日、午前11時50分。

調査箇所、耕作放棄地2か所、鳥獣被害2か所、里山づくり1か所。

出席者、市原重光議長、幸治孝明委員長、田中憲一副委員長、荻野新衞委員、岡澤宏一委員、石井安邦局長、計 6 名。

説明者、平山地域振興課長、中村主査兼生活環境班長、芝崎主査、上野主事。

概要、初回は、調査事項・目的等を協議した。第2回は、調査事項1から3について、現 地調査について担当者の説明と聞き取りを実施した。第3回は、調査結果報告書の作成及び 今後の調査課題について協議した。

指摘要望事項。

1、耕作放棄地について。

視察により現状を確認したところ、A分類(再利用が可能な荒廃農地)の有効利用を図るべきである。

特に住宅地に近い耕作放棄地については、関係者と協議し整備を図り、町としての方向性 を見出し早急に取り組まれることが望ましい。

2、鳥獣被害について。

被害対策に取り組まれているが、さらなる被害拡大に対応するため、国・県に要望を行い、 捕獲実績の高い大型柵の増設を検討するとともに新たな対策、方法を探りながら被害防止に 努められたい。

3、里山づくりについて。

町内の里山づくりに取り組んでいる団体に対して、打ち合わせを密にし、さらなる支援体制の充実を図り、町の特性を再認識するとともに、教育現場とも連携し外への情報発信を強化することにより睦沢町にしかできない里山づくりを進めるべきである。

以上、これらの指摘要望事項が、議長を通じて町執行部へ提出されるようお願いし報告とする。

以上でございます。

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

ただいまの委員長報告で指摘要望事項を執行部に提出願いたい旨の報告がされました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会の指摘要望事項は、町執行部に提出することに決定いた しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第5、請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」を議題といたします。

職員に請願書を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

次に紹介議員の説明を求めます。

清野 彰議員。

○4番(清野 彰君) それでは、私のほうから手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書の紹介議員としてのご説明を申し上げます。

聞こえない子供は、補聴器等を使用しても通常の話し声を理解することや、話す口の形を

見て話を理解することが非常に難しいとされています。そのため、先生の話す内容がよくわからない。先生や聞こえない子供との自由なコミュニケーションが妨げられるなど、学力や豊かな人間性、社会性の発展にも重大な影響がありました。

2011年に障害者基本法が改正され、言語の手話を含むことが明記されました。これは聞こえない人にとっては大きな第一歩でした。しかし、その後の経過を見ても大きな進展がないまま現在に至っています。聞こえない人は日本語と手話の2つを対等に学ぶことができること、どこでも気がねなく自由に手話が使える社会環境がつくられることを願っています。

また、テレビなどの公共放送では、音声言語と同様に手話による情報伝達があること、いつでもどこでも、どんな内容でも対象となる手話通訳制度が求められています。

これらを実現されるためには、手話言語法の制定が必要です。手話は言語であること、そして聞こえない人は手話を音声言語と同じように生活のあらゆる場面で使いたいと望んでいることをご理解いただきこの請願にご賛同、ご賛成いただきますようお願い申し上げまして紹介議員の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(市原重光君) ここでお諮りをいたします。

ただいま議題といたしました請願につきましては、議会運営委員会で決定のとおり、委員 会負託を省略し、本会議で決したいと思います。これにご異議ありませんか。

荻野議員。

- ○11番(荻野新衞君) それについては異議はないんですけども、久々の請願で非常にいい ことでございますので私としては紹介議員に若干の質問をしたいと思うんですが。
- 〇議長(市原重光君) どうぞ。
- **〇11番(荻野新衞君)** じゃ続けていいですか。清野議員さんお願いします。

まず1つには、聴覚障害、全国で大体どのぐらいいるのかということ。

それと国の法整備が必要だということで、国会議員に対してのこういう働きかけはどうなっているのか。末端の市町村議会、これは請願権がありますけども、一番いいのは国会議員がやってくれればすぐ決まることですのでね。やっぱりそういう努力も必要じゃないのかなということでお聞きします。

それと、これについては障害者協会だけでございます。この中の文面を読んでいけば聞こ えないという形だけで出てますが、ろうあ者の問題もあると思うんですね。しゃべれないと いうことですね。手話は私は非常に必要だと思うんですね。ですから、本来こういう問題は そういうほうとも一緒になって活動を展開したほうが効果があるんじゃないかと思うんです。 ばらばらでやるじゃなくてね。その辺のところをどうなっているのか、この3点について伺いたいと思います。

○議長(市原重光君) 清野議員。今は3件のお尋ねがありましたから、その辺についてお願いいたします。

清野議員。

○4番(清野 彰君) じゃわかる範囲でお答えしたいと思います。

人口につきまして、私もホームページのをちょっと調べたんですが、それと茂原の方に来ていただいて、いろいろお話をしました。その中で、やはり個人情報とか、何かいろいろありまして、正確な人数はまだ出てませんと。ホームページちょっと見ましたら確かに2,000人とかいろいろ出てます。ただ、障害者の場合というのはいろいろありまして、例えば生まれつきとか、それから成人になってから障害を起こしたとか、また、難聴だとか、いろいろありまして、つかみどころがないというか捉えられないというのが一つ伺ってます。

そういう意味でこれからそういうところをもう少し、奥がかなり深いということを言われましたので、多分これからその辺を調べて明確にされるんじゃないかなというふうに私は思っております。

それから、国の話、県の話、地方の話ということで、後の話とちょっとダブるんですけど、 全日本ろうあ連盟というのがございまして、全国展開でそちらのほうで国の働き方、国会議 員の方にも話をされてます。また、県議会のほうにもお願いしてます。

それから、地方議員の議会のほうにお願いするということで全国展開がされてます。ただ、いかんせんそんなに人数はすごくいっぱいあるわけじゃないので、なかなか認知度がまだまだ低いというのがありますけど、ただ、これを契機に、もっと理解を深めてもらって拡大していきたいということで、7市町村が長生郡市お願いして今進めてますけど、県のほうにも働きかけてます。もちろん国のほうにも働きかけてるというお話は聞いてます。

ただ、もっともっと詳しい話をされますと、ちょっと私もお答えできないんで、担当者のお話では全日本ろうあ連盟というのがありまして、そちらでいろんなニュースとか、いろんなのを発行してますので、それを見ていただきたいという話しを伺ってますんで、私もそちらのほうをこれから勉強していきたいというふうに思ってます。

そんなことで、全日本ろうあ連盟が、やっぱり主体となって、それから地方のほうで頑張っていると、話は、今はボランティアの方が少しずつやられているそうです。ただ、地方によっては町がお金を出したりして、そういう人を雇ったりするというとこもあるそうです。

こういう制定が正式に認定されるともうちょっと活路が見い出せるのかなというふうに思ってますんで、今のお話あったように私もこういう障害者に対しては関心持ってますので、また、いろいろ調べてそういうあらゆる場で報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(市原重光君) 荻野議員、よろしいですか。

ほかに質疑のある方、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎陳情第2号の上程、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第6、陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を議題とします。

職員に陳情書を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題といたしました陳情につきましては、過去にも同趣旨の陳情が提出され、審議された経過があります。

したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会負託を省略し、本会議で決したと思

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を採 択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

◎陳情第3号の上程、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第7、陳情第3号 「国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

先ほどの陳情第2号と同様に本陳情につきましても、過去に陳情が提出され、審議された 経過があります。

したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会負託を省略し、本会議で決したと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第3号 「国における平成27 (2015) 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

◎一般質問

〇議長(市原重光君) 日程第8、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に発言されますようお願いいたします。

また、通告以外の質問に答弁はされませんので、ご了承ください。

◇ 市 原 時 夫 君

〇議長(市原重光君) まず最初に、市原時夫議員。

市原時夫議員。

○10番(市原時夫君) 今日からクールビズということですので、町長遠慮しないで、何か 私のちょっと引けてしまいますのでお願いしたいと思います。

日本共産党の市原時夫でございます。

通告順に従いまして提案を含めて一般質問を行います。

実はこの間、町民の方から、例えば町は何を目指しているのでしょうかとか、積極的なのはよいけれども、急ぎ過ぎではないかなど、町政の運営の根本に対するご意見やご要望、ご質問などを受ける機会が多々ございました。議会だよりの縮刷版の発行をめぐっても、議会でも議論になりましたけども、町民の皆さんからもこれが本当に必要だったのかなどのご意

見もいただいております。

そこで、町長はどういうことを今目指しているのかということについて、私はもうちょっと詰めた形でお聞きをしたいと思うわけであります。

現在、町は睦沢町第2次総合計画をつくって、この内容で見ますと平成29年度まででございましたが、同時に掲載をされております後期基本計画、これにあわせるために平成28年度ということで総合計画と後期基本計画あわせて策定をするという仕組みでやられているわけであります。

いわゆるここでは総合的な町の施策が展開をされているわけであります。そして、それに 基づいた睦沢町の実施計画が24年から26年という形で述べられているわけであります。この 内容を私も改めて見たわけであります。

まず第1に、この間の町政の運営についてでございますけれども、私は町長が町の将来を 根本的に考えてみようという積極な姿勢を持ってらっしゃるという点については評価をする ものであります。私はずっと総合的な住民参加のまちづくり委員会というのを提案をしてま いったわけでありますが、睦沢町のこの間の住民参加については、こういう総合的なもので はありませんけれども、しかし、それぞれの段階で総括をして新たな形で住民参加型の町政 運営に改善、努力をされているということについては私は評価をしたいと思っております。

第2に、住宅リフォーム助成や太陽光発電助成、公共施設での活用など、国や県などの施 策、これを町に合った形で活用方法を取り入れるなど、機敏に住民要望に応えるという姿勢 があるわけであります。

今後、大震災への家屋の安全の確保、原発ゼロと自然エネルギー活用という長期的な住民 の安全という視点からの施策の発展を望むものであります。

先ほど住民の方の声に応えるという意味で町の施策についてお聞きをしたいのは、この第 2 次総合計画、後期基本計画の中で市街地整備と位置づけられて基本方針として、上市場地区の再生整備を検討するとともに、道の駅つどいの郷むつざわ周辺の開発整備を継続的に推進しますという施策についてであります。

これは既に事前の準備について進んでいるわけであります。これまでの町の説明を私なりに理解をいたしますと、上市場地域は県などの進める県道の道路拡張にとどまらず町外からの資本導入も見込んだ商業施設や高齢者施設も含んだかなり大規模な開発計画になることも考えられる。まだ不透明でありますが思われます。

また、道の駅つどいの郷むつざわ周辺整備では、さらなる若者住宅建設だけではなく総合

的な商業核となるようにも感じております。

私は、つどいの郷周辺につきましては、中期的には中南房総観光への交通整備や房総半島への注目の広がりの中で、地域的に位置としても着目すべき点があると考えております。ただ、これらの事業を推進する上で財政の見通しについては、この間いろいろ聞いてもなかなか不透明な点が多く、考え方を伺いたいものであります。というのは、根本的な町の財政の見通しについて町長はどう考えているのか。

3月議会で述べている内容では、景気は緩やかに回復しているとの2月月例経済報告の引用や三本の矢といわれる経済戦略とともに真の景気回復となることが望まれますということで、あたかも景気が回復しているかのような非常に私は甘い見通しではないかと思うわけであります。そういう中で、進められているのではこれはちょっと私は考えるべきではないかと思うわけであります。

現実に、いろんな方からお話を聞きますけれども、町民の暮らしは今大変な状況にある、中には私に食ってかかるような形で、議会は何考えてるんだとか、町はというところで、私議会といっても私の考え言えることできますし、町長はこういうことを言っているということ、言うことはできるわけですけれども、そういう私は大変厳しい状況にあるという認識に立つことが必要ではないかと思うわけであります。

その上に今回の議案にも出ていますけれども、大企業などに対するさらなる減税が進む一方で消費税が8%から来年度は10%へとさらに負担増、酪農家などは壊滅するとまで言われているTPPへの参加の動き、そして勤労者へは生涯派遣、正社員ゼロとも言われるような雇用悪化さえ進められようとしている。医療、介護の解約、原発再稼働と戦争参加へ道を開く安全と平和の危険など、私はこういう中で町が今最優先すべきことは町民の暮らしと福祉を守る施策を大胆に取り組む時期だと考えております。

町長自身、先の非常に甘い見通しの一方では、実施計画財政との見通しの中で、この中ですけれども、現時点での財政の改善の一方、改善されているという評価、それは私も賛成ですが、個人住民税の減少、社会福祉費及び公債費などの増加傾向を指摘して依然として厳しい財政運営として評価をされているわけであります。

問題は、こうした認識のもとで町長が経費削減とその財源を重要かつ有効な事業に重点的かつ適正に配分する、いわゆる選択と集中という基本路線を明確にする中で先にの2大開発整備計画が打ち出されていることであります。

私は、この2つの事業そのものに反対するわけではありませんが、選択と集中というのな

ら今町民の実態に応えて、安全、教育、医療、福祉のサービスなど、ソフト面での住民の暮らしを支えることを優先すべきではないかと考えるわけでございますが、考えをお聞きをいたします。

そして、この2大事業が財政上どのように位置づけられているのか、現状ではある意味では開かれて結論を押しつけるということではないという意味ではいいのかもしれませんが、 小出し的に出されている。私は大きなまちづくりの展望の中で財政的な見通しもすべきだと 示すべきだと考えますけれども、町長の考えをお聞きをしたいと思います。

次に、来年度に制度が変更される介護保険制度への認識と対応について伺います。

1つは、もともと介護保険を制度を町に導入する際に家族の介護の負担が大変だということが現状認識としてあったわけであります。そして、安心して老後が送られるということで、 導入された保険制度であります。ところがどうなのかと、再び家族介護が主体になるこうした制度改悪につながっていないか、症状悪化につながらないかいうことについて伺います。

例えば、利用料の負担の問題については、重大な問題が国会で明らかになりました。それは介護保険サービスの利用料引き上げを一定の所得の方には1割から2割倍増するという論拠について、政府が示してきたこれらの対象となる世帯の方々には年60万円の余裕があるから十分支払い能力があるんだという核心部分が撤回をされたということであります。

つまり2割負担にしても払えるんだから払ってもらおうじゃないかと言ってきたこの介護 保険の中心課題が、これは参議院で日本共産党の小池 晃議員がこれを明らかにして数字で 問い正したところ、判明して撤回をしたわけであります。結局のところそうなるとこの介護 保険を利用料の面から利用できない、家族介護に戻らざるを得ない、または症状悪化の危険 性があっても介護保険を利用することができなくなるというこうした大きな問題点が浮上し ているのではないか、思うわけであります。

また、特養老人ホームへの入所につきましても、原則として要介護3以上に限定をする。 当初保険料を払えばこうした介護保険が利用できるはずなのに、どんどんと最初は要支援という形で除外をする。次は要介護の3までだという形でどんどん介護保険から追い出してしまういう状況がなされる危険性があるわけであります。全国で特養待機者が52万人、うち17万8,000人は要介護1・2でございますから、これらの方々の入所が閉ざされてしまうわけであります。負担増が結局家族介護主体へと逆行し、サービス利用の抑制と重症化を引き起こし、さらなる保険財政の悪化を招くことになるのではないかと。その認識と町としての対応をどうお考えかお聞きをしたいと思います。 次に、要支援者の訪問、通所介護を保険給付から外して市町村の地域支援事業に置きかえるとしております。私はこれも大変な問題含んでいると思うわけであります。狙いは要支援社の給付費を3から4%の伸びに抑え込む、総予算の圧縮、サービス単価や人件費の切り下げ、利用者の負担増を想定をしているからであります。

既に、この問題につきましては210の地方議会で異議を唱える意見書が採択をされ、市町村に受け皿はなく、サービスに地域格差が生じる、要支援者の重症化が進み、保険財政を圧迫するなどの声があふれています。

さらに、厚生省は市町村の総合事業だけを利用する人の認定については省く方向さえも発言をする人物すら出ていると。つまり申請者が窓口で来た段階でもう振り分けてしまうと、介護認定のものとは別のものにしてしまうという危険すらあるわけであります。本当にこれで睦沢町の高齢者の方々の福祉が守られるのか、どうお考えでしょうか。

次に、介護保険で要支援1・2と認定された方、訪問介護、通所介護を受けられなくなる わけであります。地域支援事業の対象に置きかえられるわけであります。

特に、そうした場合にどうしても必要な介護の24時間定期巡回サービスできるのか、実施 自治体はいまだに1割にとどまり、利用者は全国でわずか4,000人と言われております。

家族の介護が負担になっていると、大変になっているということで取り入れられたはずの 介護保険がまたこういう状態では家族に任されてしまう不幸な事件が起きないとも限らない 状態になっているという認識はあるのか、また、こうした状況に対する対応はできると言え るのかお聞きをしたいと思います。

3番目に、奨学金制度、就学援助について伺います。

今、親から子への貧困の連鎖というのが広がっています。苦しい家計を考えて進学を諦めた。お金がないのでクラブ活動参加を我慢している。修学旅行に参加できない。経済的理由からつらく悲しい思いをする子供たちが後を絶ちません。子供の貧困は年々広がり、最新の政府統計、これは2009年ですが、子供の六、七人に1人が貧困状態という過去最悪の水準に達しております。

そんな中、奨学金制度や就学援助は、部分的ではありますが、一定の役割を持っています。 しかし、今問題になっているのは、この制度の基準となっている生活保護基準の減額によっ て、これらも自動的に対象の縮小などにつながるという事態であります。自治体の中では、 特別措置で支給枠の縮小、解消をする自治体が生まれています。報道によれば千葉市でも 前々年度12月を算定に基準にするということで支給枠を維持しているということも出ており ます。睦沢町も支給枠の維持をする方向で子供たちの学ぶ環境を整えるべきだと考えますが、考えを伺います。

次に、さまざまな福祉支援策として、ひとり親家庭への支援規定について伺いたいと思います。

これは先ほどの貧困の連鎖とも関連があるのでございますけれども、医療費など、それが 祝い金などありますが、ひとり親の家庭支援制度があるわけです。ただ、その規則を見てみますと配偶者との関係が1年以上不明などと規定をされて、1年以上という規定があります。今、こういう経済情勢の状況で現実にこうしたことが生じないとも限らないわけであります。私は、配偶者との関係が維持されなくなった場合、すぐにでも経済的な困難が生じる可能性は十分あるわけでございますから、1年という期間をもっと現実の生活の実態に即した認定基準に短縮をすべきではないか。子供たちが安心して、また親たちが安心して子供たちを学ばすことができるこうしたまちづくりに取り組むべきではないかと考えますが、町長の見解をお聞きをしたいと思います。

以上、1回目終わります。

- 〇議長(市原重光君) 市原町長。
- **〇町長(市原 武君)** 市原時夫議員の質問にお答えをいたします。

はじめに、町民の安全、暮らし、平和への思いに応える町政の基本姿勢について、でございますけれども、ハード事業を優先しているように思うが、町民の願いに応えられるようなソフト事業の位置づけもすべきではないかというご質問でございますけども、本町では既に人口減少、少子高齢化が進んでおり、社会保障、人口問題研究所の推計を見るとこのまま何も対策をしない場合には2040年には、総人口4,266人、年少人口、これはゼロ歳から14歳の人口で259人、6.1%、高齢人口65歳以上、3,621人、これは84.9%となる見込みでございます。

また、新聞報道等によりますと産業界や学会の有識者らで構成する日本創成会議がまとめた独自の人口推計では、子供を産む中心の年代である若者女性の数を試算し、2010年から40年間に本町の20代から30代女性の人口変化率は67.3%減少するとされ、消滅可能性都市2010年から40年までの30年で人口が5割以下に減る市町村というような定義がされたところでございます。

加速化する人口減少、少子高齢社会で地域が再生するためには高齢者の健康寿命の延伸化 を促進する健康づくりを主眼においた政策の推進を必要とし、平成25年度に地域再生健幸の まちづくり計画を策定いたしました。

この地域再生・健幸のまちづくり計画は10年から20年後を見据えた地域活力の維持向上が可能となる先進予防型社会の構築を目的に地域資源を最大限に活用し、地域再生と健幸づくりを一体化したまちづくりの計画であり、1として拠点への施設集積。2としまして自動車、自家用車がなくても便利に生活できる環境の形成。3としまして快適に歩ける環境の整備。4といたしまして健康増進を促すプログラムの充実がコンセプトとなっております。

また、議員のおっしゃるように拠点への施設集積の主要施策として上市場県道周辺の再整備、上之郷交差点周辺の拠点整備、若者定住のための施策の実施、誘導を掲げてあります。 上市場県道周辺の再整備については、4月の議会全員協議会でもご説明させていただきましたが、地域と町の連携、協働による地域再生の取り組みを始めようとしているところでございます。

私といたしましては、まずは地域を主体としたソフト事業としての取り組みと考えております。この地域コミュニティを中心に活発な活動が行えると判断ができた場合には、それに付随するハード事業の一部をお手伝いさせていただく考えでございます。

地域再生・健幸のまちづくり計画の中にございます上市場のイメージについては、あくまでのイメージでありますので、今後のワークショップ等でさらに検討していただき、将来の地域にとって本当に有用であるのか、あるいはそれが負担となってしまうのか、十分な検討をお願いし、全て町の経費で実施するのではなく、地域の方々も相応の負担をしていただく心構えで臨んでいただくつもりでございます。

したがいまして、上市場再生に係る費用については、その規模や経費が見えてきたならば 補助金の有無や地域の負担できる金額、そして町が負担できる金額を明確にしながら進めて まいりますのでご理解をお願いをいたしたいと思います。

次に、上之郷交差点周辺の拠点整備、若者定住のための施策、実施、誘導につきましては、 町が主体となって実施しなければならない施策と認識をしております。この点が若干上市場 とは違ってくるかなというふうに考えてます。

今後の人口減少、少子高齢社会の進展による消滅可能性都市の仲間入りを避けるためにも、

この上之郷周辺拠点整備と定住施策を一体化させた構想を推進したいと考えております。

ご存じのように、上之郷交差点周辺には広域農道と県道が交差する場所であるとともに、 圏央道の開通やグリーンラインの整備により、町外からのアクセスがますます容易になり、 これからの睦沢町の核としての重要性がさらに高まるものと思われます。

過日の全員協議会では、この交差点周辺の拠点化を推進するために、まず農振農用地から 除外をさせていただくことを提案させていただきましたが、現在その基本となる計画を策定 しているところでございます。

この基本計画には、道の駅として安心、快適、活力のある複合施設の建設をしたいと考えておりますとともに、人口減少、少子高齢社会への対応として町営の住宅建設も視野に入れながら検討しております。

当然、全て町の単独費でできるものではございません。施設の規模や建設用の算定をする ことは当然のことですが、町としては将来に向けて、この計画を推進しなければならないと ともに、将来負担の軽減にも考慮しなければなりません。

このようなことからも国の補助やPFI事業などの民間活力の活用を考えながら基本となる計画を立案させていただきます。このPFIでございますけども、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法でございます。民間事業者が資金調達をし、町はその資金を毎年返済していくという手法でございます。資金の調達には金融機関のモニタリングがなされるという点でその事業計画は適正であるのかを見きわめることができます。逆に申しますと、モニタリングにより採算がとれない場合には事業は成立しないということもあり得ます。民間事業者は資金を調達し、建設した後、その施設を町に移譲し施設をPFI事業者が運営するというものでございます。町は、その利益の中で事業者に返済をするというのが一般的でございます。

この基本計画の策定については、本年度中をめどに事務を進めていきたいと思いますので、 計画案ができましたら、町が負担しなければならない経費等も含めて議員の皆様に説明をさ せていただきご意見を賜りたいというふうに考えております。

また、地域再生・健幸のまちづくり計画には、地域資源、つまり既存の施設を有効に活用 したソフト事業も盛り込まれております。町道の歩道などを利用した健康歩行コースや総合 運動公園を活用したウエストへるス塾の充実などによる健康維持、健康増進もソフト事業と して実施することとなっております。なお、町民の安全、暮らし、平和への思いに応える町 政の基本姿勢については、教育、福祉、子育て支援等、各種ソフト事業を樹立継続してまい りたいと考えております。今後も町民の皆様が平和で幸せに暮らせるまちづくりに精いっぱ い努力をさせていただく所存でございますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、2番目の介護保険の制度改悪への町の対応についてでございますが、地域における 医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案が現在国会 で審議をされております。この骨子といたしましては、地域包括ケアシステムの構築として 在宅医療と介護の連携を図る内容となっており、費用負担の公平化としては住民主体のサー ビス利用の拡充等によって費用の効率化を図っていくとなっています。

そこで①の再び家族介護主体になるのではないか。②の症状悪化につながらないか。③の要介護認定の除外が進むのではないかとの質問ですが、現在の高齢化社会での望ましい姿は、 住みなれた地域でいつまでも健やかに暮らせるように介護や生活支援、そしてサービスを提供していくことであると考えます。

在宅介護費が増加の傾向にありますが、これは決して押しつけによるものではないと思います。また、予防給付のうち訪問介護はヘルパーが身体介護などを行う訪問型サービスへ、また通所介護は施設で機能訓練などを行う通所型サービスへ組みかえられることとなります。利用方法は、現制度では要支援者と認定されなければ利用できませんが、今後は認定を受けなくても将来介護が必要になりそうな人が利用できることとなります。

いずれにいたしましても、本年度策定します第6期介護保険事業計画に十分反映されるよう盛り込んでまいります。

次に、④の介護の24時間定期巡回サービスは、介護が必要な高齢者宅をヘルパーが小まめに訪問し、昼夜を問わない呼び出しにも応じる介護サービスですが、何回利用しても金額は変わらない定額制となっているため、費用は高額となっております。この制度は市町村の任意事業であることと、サービスを提供できる介護事業者が必要となります。県内でこの制度を制定した自治体は千葉市など10市であり、長生郡市でも検討いたしましたが、この地域では対応できる事業所がないということから、本町においても今のところ事業展開は考えておりません。

ケアプラン策定に当たり、ケアマネジャーと十分相談していただき従来の訪問介護を活用 していきたいと考えます。高齢化率の高まる本町に置きましては、いつまでも介護を受けな いでいられるようにと予防事業に力を注いでまいりたいと考えますので、ご理解を賜ります ようお願いを申し上げます。 3の奨学金制度、就学支援については後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

次に、4のひとり親家庭への支援規定についてのご質問ですが、これに関してはひとり親家庭等児童入学祝い金支給規則があり、ひとり親家庭の支援として児童が小学校と中学校入学時の費用軽減を目的として、町の単独事業で祝い金を支給しております。また、このほかにひとり親家庭への支援としては、医療費の助成や児童扶養手当などがありますが、この場合ひとり親の基準といたしましては、国が定める各種支給制度の中の1つである児童扶養手当法に準じて規定しております。

そこで、ご質問の実態に即した認定基準にすべきではないかとのことでありますが、配偶者の生死がほぼ確実なものや、明らかに判断できる場合などについては児童扶養手当法に準拠し、今後規則の改正等を行ってまいりたいと考えますのでご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

- 〇議長(市原重光君) 髙梨教育長。
- **○教育長(高梨正一君)** 3番の、奨学金制度、就学援助につきまして、ご答弁をさせていただきたいと思います。

生活保護基準につきましては、先ほど議員おっしゃるように昨年の8月に生活保護基準の引き下げがございました。それに伴いまして就学援助の関係なんですけども、この町にも影響が出てございます。ちなみに要保護を受けていた方は、昨年1件いらっしゃいました。まだ、本年度の町税の額の確定なってませんので、あくまでも昨年の例にのっとりまして計算をさせていただきました。それによりますと、睦沢町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱という要綱がございます。その要綱の中に2条に対象者が載ってございます。同時に2条の関係で準要保護を受けられる方というのが、生活保護基準の1.3倍までの額というような形で基準が示されてます。

そういったところで、要保護者につきましては、昨年認定させていただいたのが、11世帯でございました。該当者が15名ということ。先ほどの認定基準なんですけども、1.24から1.3倍の方が4世帯、5名の方々がいらっしゃいました。この方々が、恐らく影響を受けるのではないかなというようなことで今試算をさせてもらっているとこでございます。

そういった中で、対象者、先ほども言いました支給要綱の対象者の第1項第3号サという ところに、その他教育委員会が特に必要と認めたものというような条項がございます。それ を適用させていただいた中でそういった困窮者といいますか、その辺の対応を図ってまいり たいなとそのように思っているとこでございます。

先ほども言いましたとおり、まだ町税の額の確定がされてませんもんでしたから、学校側には26年度分の申請書等々啓発するための書類等を送ってございますので、それを回収次第そういった対応をさせていただきたいなというようなことで、今考えてますのでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

〇議長(市原重光君) 市原時夫議員。

○10番(市原時夫君) 最初の基本姿勢の問題についてですが、今町長おっしゃった民間の日本創成会議、私も報道(資料)持っております。これによりますと若年女性人口率減少率2010から2040年、睦沢町の場合は67.3%ということで、いわゆる自然増というのは全く見込めないでかなり減少するという点では認識は同じでございます。

私は、それで町長の基本的な、何ですか、今ずっと聞いてやっぱりわかったんですけど、 最大の今頭にあるのは、人口減をどう防ぐかと、もうその対策だというふうに、それはそれ でいいのかもしれませんが、というふうに感じてそのための施策というふうにかなり大胆に やってらっしゃると。しかし、町民の中にはなかなかそこのところはそう単純なものではな いと私は思うんです。

まちづくりの基本でね、私は町長はちゃんとしたことを言ってるなと思ったんですよ。第 2次総合計画、はじめにという中でね、こういうふうに言っているんです。「先人から受け継いだこの豊かな自然と歴史文化を守り、さらに発展させて次の世代へと着実に伝えていかなければなりません」ということなんですよ。だから、単純に私ね、町長はそうじゃないと思いますが、単純に人口増だ、人口増だというふうに進めるということが行政の中心であっていいのかということは、町長自身がこういうふうにおっしゃっているということではないかというふうに思うんです。

それでね、まず第一に、じゃ少子化というのはどうやったら防げるのかという根本問題についての私は町長の認識がはっきりしないのではないかと思うんです。行政間で争ってこっちの人口、こっちへというそういう考えでやっているのかどうかわかりませんけれども、少子化の原因、私は、雇用や医療、福祉、教育など、大もとには国の施策による子育てのしにくい社会環境にあるということなんですよ。

これはね、どこも避けられない、ですから、私はこういう今の国の施策に対して自治体同士、住民との協働で、改善を求める大きな取り組みの中で睦沢町も人口増図っていくという

そういう大きな視点が町長にないんじゃないかなと。失礼ですが、あると言われると、そうかもしれませんが。どうも、何ていうんですか、この対策、この対策っていうだけが見えて しまうというふうに思うわけであります。

それで、じゃいわゆる町長が言っている先祖伝来受け継いだ土地を次に引き継いでいくという点で、町民はどう思っているのかと、町長ほら町民の声をよく聞くという姿勢を明らかにしているから、その点で私もはっきりさせておきたいんですが、町の計画づくりのアンケートとっている、これ前にもそれやったことありますが、睦沢町をどのような特色ある町にすべきだと考えるのかいう問いに対して、最も高かったのが人に優しい、保険、医療、福祉の充実した健康福祉の町と、これがトップなんですよ。次が、快適住環境の町、そして子育て教育の町と。

私ね、町民の方、やっぱり睦沢町の特徴よく捉えてらっしゃるし、発展方向については私 はよく考えてらっしゃると思うんです。こういう視点に立って私は町政の選択と集中という ならば進めるべきではないかと思うんです。

私は、睦沢町の全国に誇る特質というのは、歴史的に培われた子育で支援の伝統だと考えています。睦沢町というのは明治の山林取り戻し運動など、自治意識の強い気風を持っておりまして、昭和初期の小作争議の中でも子供の教育を農民自身が引き受けて大事にする。そして、全国に先駆けた学校給食の自校方式、住民自身の運動から始まった学童保育、伝統文化を通じた子供の成長を図る地域のボランティアというよりも、子供たちをこうやって育ってほしいというこうした自主的な住民の運動など、こうした魅力を生かしたまちづくりにすべきだというふうに考えております。

また、今日のテーマではありませんけれども、ソフトという点では私はまだまだ重点的に やるべき事業があると考えています。例えば、子供の医療費の問題については全県的にはど んどん進めております。中学3年生で入院までで52自治体ですからね。もう54自治体中ここ まで進んでいると。

それから、高校3年生までは一宮町といすみ市、一昨日の報道によると山武市が議会で高校3年生まで無料にしようということが議決をされて、市長もそういう方向で取り組むというふうになっているということですので、恐らく進むでしょうというふうに、こうしたソフト面でも進んでいるわけです。

睦沢町は先ほど言いましたように、子育て支援で非常に進んできた伝統のある町ですから、 私は例えばこういう問題でもある。 それから、国保や介護や後期高齢など含めたこうした負担の軽減や大震災での家屋の崩壊を防ぐ施策などと、こういうものも私は山積しているのではないかと思うんです。ここのところに、やっぱり選択と集中というんで集中し過ぎるのではなくて、しっかりと、やってほしい。

例えば、高校までの医療費の無料化なんてのはそんなお金かからないですよ。一宮の聞きますと何百万ぐらいでしたかね。高校生ぐらいになるとそんなに医者に通わないわけですから、そういう点で、睦沢町がほかのところから住んでみたい、子供を育てるなら睦沢町だというようなそうしたものも必要ではないかなと思うわけであります。私は、そういう点でまだまだ、やるところあるんじゃないかなと思うんです。

そこで、町長が今おっしゃいましたが、まだよくわからないのでお聞きしたいんです。それは2大整備開発計画というんですかね。それについて、計画が進んできて町としてどれだけ財政的に出せるのかというようなところも考えてうんぬんというふうに言いましたけれど、町としてね、まず大事なのは限度ここぐらいだよと、これからの総合的な発展のためには、これぐらいの財政支出ならばできますよというところを、私は示してほしいと。反対しているわけじゃないんですよ。

町長が言ったように財政でいろいろ大変だとかという問題がありますから、そういうところも明確にして、住民の不安に応えていただきたいと、本当に大丈夫なのかとこんな大規模な事業が将来的に向けて、財政的にも大事なのかというようなところはやっぱり総枠の予算見込みとして、いつごろ出せるのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、介護保険ですけど、実際に今度介護保険から除外されるという方は睦沢はいないんですか。今まで利用してたけど、利用できなくなるということができるんじゃないですか。町長は私の指摘については、否定はされなかったから質問の内容についての事実認定はそうだと思うんですけれども、そこはちょっとお聞きをしたいと思うんです。

それから、住みなれたところで生涯暮らしていきたい、私も大賛成ですそれ。できないから介護保険導入されたんじゃないですか。家族介護だっていって、それで疲労こんぱいしてるって、当初の、介護保険計画の中にそういうことをしっかりと明記をされて私も取り上げた記憶があります。

しかし、またこうなってしまうと、言葉はいいですよ、言葉はいいけど、実際にじゃ家庭の中でこうした介護を受けられる条件が整えられるのかということを言ってるんです私は。 美辞麗句はいいですよ、そんなの。実際の問題として私はやれるのかというので24時間のサ ービスできるのかと、いやこれはちょっと業者いないとできませんと。

しかし、自宅で最後までいらっしゃるのはいいことだと、そこの問題があったから介護保険があったのに、今度は介護保険から追い出されてしまうというのはおかしいじゃないかなと私は思うのですけれども、これ24時間巡回サービス含めて、これ努力される必要があるんじゃないですか。そうでないと単におっぽり投げたというふうになってしまいませんか。ほかの施設とかなんか努力されていることは評価してますよ。いうふうに思いますのでお伺いをしたいと思うんですよ。

やっぱりね、大変なとこは大変だと、ほかの自治体でも言ってるんですから、そこはそこでやって、じゃどうしようかというのをみんなで考える必要があるんじゃないかなというふうに思うのでお聞きをしたいと思います。

それから、生活保護基準との関係につきましては、その条項を踏まえてということなので、 現実に今制度受けられている方、それからこれから受けられる方についても、現在の基準が 後退しないというようなことについて、きちっとやっていただきたいと思いますんでその確 認をとりたいと思います。確認をさせていただきたい。

それから、ひとり親のことについて、私ね、言ってるのは相手が亡くなったとかということだけを言っているんじゃないんです。例えばご夫婦でいらっしゃってさまざまな理由で収入の家庭の収入のもとになってた方がわからなくなってしまったとか。それで実質上、ひとり親になったといった場合にすぐに経済的に暮らしが大変になるだろうと、それを1年というこの長い間置いていいのかという点で、単に国の法律に準拠してということだけでいいのかなと、ちょっとそこのとこの意味がいまいちちょっとわからないところがあったんですよね。改正うんぬんって言ったから、それを含んでいるのかもしれませんがちょっとお聞きをしたいと思います。

〇議長(市原重光君) 市原町長。

〇町長(市原 武君) それでは、再度の質問についてお答えをしたいと思います。

まず、人口減少の問題でございますけども、私が今考えておるのは人口を増やすんではなくて、急激に減るのを少しでも抑えられたらいいのかなと。急激に減りますと当然、周りのインフラとかそういうものがついていきかねない。行政支出が課題になってしまうということがあります。そのようなことから、この急激な減少を幾らかでも抑えながら緩やかなカーブに持っていったほうが行政の運営として楽になってくるのかなというふうに考えているわけでございます。

そういった中で、また最近政府も、やはり日本の国民が1億を割ってしまうということで、 やはりこれは出生率の改善をしなくちゃいけない、だけど、出生率の改善をするには議員お っしゃられたように子育てをしやすい環境をどうつくっていくかということで、これも国は 真剣に、これから考えていくと、また制度設計していくというふうに言っております。

そのようなことで、当然私のほうの町についても、そこら辺を見据えながらまた積極的に 進めていきたいな。そうすることによりまして、全体の議員先ほどございましたように市町 村間で人を取り合うんではなくて、全体の底上げということにつながればそういうことをせ ずにしていけるのかなということがあると思います。

また、一方で、従来やっぱり農村地帯から都会にということで若者が流出していくという態勢がございました。これについても、実は私3月に中学校の3年生を対象に今、町はこういうことを考えながら、こういう計画で事業を進めておりますと、そういうことで皆さんもぜひ睦沢町に残れる方は残ってくれと、あるいはまたいっぱい勉強して、世界に打って出る方はどんどん出ていってほしいと、そういった中で例えば60近くになっていっぱいお金を残したらまた睦沢町に帰ってきてくださいというようなことで、ふるさと睦沢を愛してくださいと、できる方はどんどん外に出ていって活躍をしてくださいというようなお話をさせていただきました。

非常に子供たちも、目をきらきら輝かせながら聞いてくれたのかなという実感を持ってます。また、これについては、今後もそういう活動を続けながら、郷土睦沢を愛する気持ちというのを醸し出していきたいなというふうに考えております。

そのようなことで、議員がおっしゃられますように子育ての環境を、いかにこれからまた 伸ばしていくかというのが最大の課題というふうに考えております。また、そこら辺につい ても、近隣を見ながら、また全体を見ながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど介護の関係のほうのところでございますが、議員もちょっと触れていたと思いますが、今、ご承知のとおり行政報告のほうでさせていただきましたけども、介護という面では特養の建設中あるいはまたグループホームを、8月には開設するということで、こういうものもきちんと取り組んでいると。

また、先ほども申し上げましたけども、この後の第6期の介護保険事業計画に十分反映を しながら、議員が心配されるようなことがないように、町としては進めていきたいというふ うに思っておりますんで、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

それから、あと細かい話がございましたが、こちらについては担当課長のほうからご答弁

をさせていただきたいと思います。

それから、もう1点、ひとり親家庭の関係でございまして、1年にこだわるのはどうかという話がございました。そのとおりだと思います。先ほど、今後規則の改正を行うという話をさせていただきましたが、これ具体的に言いますと児童扶養手当法では、船舶や飛行機の事故等により父または母の生死が3か月以上明らかでない場合などは、3か月の経過で支給できるという規定がございます。ですから、こういうものが、うちのほうの規則の中に入っていなかったということでありましたので、これについては早速改正をして見直しをしていきたいというふうに考えておりますんで、またよろしくご指導をお願いしたいと思います。以上でございます。

- 〇議長(市原重光君) 米倉健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(米倉行雄君) 先ほど、お尋ねの特別養護老人ホームへの今度は新規入所者、こちらが今度は制度改正になりますと要介護3以上となることが考えられます。これを踏まえまして、今現在の町に当てはめますと、町での入所者が今現在87名ございます。この方をこのままこの制度にすぐ当てはめるとすると、要介護2の方がお二人で入っております。

ということで、いずれはこういう方が影響は受けるかなとは思いますけども、今現在入っている方につきましては制度変わっててもそのまま入っていることができますので、直接すぐには影響は出ないかなと思います。

それと、あと待機者も今現在何人かまだ睦沢町にもおりますので、重度の方がそうします と先に入ることができるかもしれませんので、そういった面を総合的に考えるとこういった 制度もやむを得ないのかなと思っているということでございます。

以上です。

- 〇議長(市原重光君) 髙梨教育長。
- ○教育長(高梨正一君) 生活保護基準の、確約はというようなお話でございました。それにつきましては、先ほど申し上げましたとおり睦沢町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱というものがございまして、その中の第2条第1項第1号に別表がございます。別表の基準につきましては1.3というようなことになっておりますけども、これにつきましては国・県のほうからも学習支援などに係りまして、受けられないというような影響が大きいので、引き続きその対策に働きかけてくれないかしらというような通知も来てございます。

したがいまして、その基準は改正するんではなくて、先ほど申し上げました条項を活用させていただきまして、県内の係数を見ますと、係数の動向といいますか、その辺を見ますと

一番大きなところで1.5倍というような係数を使っているとこもございます。

したがいまして、その係数を念頭に置きまして、町部局のほうと、対応を考えてまいりた いとそのように思うところでございます。よろしくお願いします。

- 〇議長(市原重光君) 答弁漏れ、はいどうぞ。
- **〇10番(市原時夫君)** さっきは整備開発整備計画ので、どこまで財政として、見れるのかと、それはいつだったら示すのかというのちょっとそれ答弁漏れているので言っといてください。

それから、ついでにもう1つだけ、介護保険のでね、重度の人が今度は優先的に入られるからやむを得ないって、これ本末転倒でしょうが。保険料払っている人がその権限によって入るっていうのが制度なんですよ。だから、こっちが入られるので、あんた我慢してくださいってみんな入れるようにするという立場をとらなければ、それは保険を運用する人の言っちゃいけないことですよそれは。そうでしょうよ。そのことを言ってるんですよ。

だから、24時間の態勢も今はそらできなくたって努力してこれさせてあげなきゃいけないんですよ。そういう努力する姿勢も感じられないんですよ。そういうことじゃないですか。こんなの保険、別の保険やったら大変なことになりますよ。あんたのとこが大した事故じゃないから、保険料損害のあれを出しませんと言ってることと同じですよ。死んだ方のほうが優先ですからあんた後ですと、それと同じことじゃないですか、そういうことは絶対言っちゃいけないことだと思うんだ。

- 〇議長(市原重光君) 髙橋総務課長。
- ○総務課長(髙橋正一君) 市原議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。

財政支出の限度をどのくらいにするのかという、いわゆる限度額をお聞きしたいということでございましたけども、まだ、計画自体が、そこまで煮詰まってない、いわゆる1つの事業を実施しようとしますと、歳入から歳出を引いて残りが出てくるわけでございますけども、その歳入によって予算規模というものが変わってまいりますので、現段階で幾らというのはお示しできない状況にございますけども、いずれにいたしましても、先ほど町長が答弁申し上げましたように、本年度中をめどにその辺は示していきたいなというふうに考えております。

と申しますのは、実施計画が27、28年度の実施計画を本年度中につくり上げますので、ど うしてもその中では見通しを立てていかなければならないというふうに考えておりますので、 ご理解を賜りたいと思います。

- 〇議長(市原重光君) 米倉健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(米倉行雄君) 先ほどの介護認定で3以上の方が入れる、1、2の方は排除 されるというようなことで、やむを得ないという私言いました。それについては訂正させて いただきます。私どもは全ての方が入れるように、そして待機者がゼロとなるように施設の 充実などに努力していきたいと思います。
- ○議長(市原重光君) これで、市原時夫議員の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで暫時休憩といたします。

(午前10時56分)

O議長(市原重光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◇ 麻 生 安 夫 君

- ○議長(市原重光君) 一般質問を続けます。次に、麻生安夫議員。 麻生安夫議員どうぞ。
- **○3番(麻生安夫君)** それでは、通告順に従いまして質問させていただきます。

まず、1番目の老人福祉についてであります。

①として、高齢者の見守り安全については、どのように見守りをして、安全が確保をされているのかをお伺いしたい。

実は私の近所にも、昼間独居老人がおりまして、家族が朝7時に家を出て夜8時まで、ただ1人で待っているようです。以前は近所の家に行ったり来たりしていたようですが、最近は家族が迷惑だと思っているのか全く姿が見えておりません。特に、そういった方々を町としてはどうやって対処をしているのかを教えてもらいたいいうのがまず。

次は、②として、交通弱者対策についてですが、巡回バスが廃止による影響はなかったのか、それにかわる福祉タクシーの効果は出ているのか、そのために問題点はなかったのか。 また、路線バスの助成を行っていますが、利用者はふえているのかを伺いたい。

続きまして、2の道路整備についてであります。

1として、うぐいす里の私道扱いの道路編入については、進んでいるのか、それによる問題点はないのかをお伺いしたい。

次に2として、道路の区画線についてであります。幹線道路のセンターラインや外側線な

どが消えているところがあります。事故が起きたら、これは道路管理者として町に責任はないのか、またその整備の計画はないのかということをお伺いします。

続きまして、3番の町政運営についてです。

町長は、昨年に引き続き地区懇談会を行うようですが、その結果はどうなったのか、町民 の意見がどのくらい反映されたのかをお伺いしたい。

以上、1回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(市原重光君) 市原町長。
- **〇町長(市原 武君)** それでは、麻生安夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の老人福祉について、お答えいたします。

まずはじめに、ご質問の高齢者の見守り安全につきましては、独居の高齢者や昼間の高齢者世帯を中心に町包括センターによる見回りや保健師の定期的巡回、民生児童委員による見守り訪問、食の配食サービスによる見守り、ふれあい食卓便などにより高齢者の生活状況や健康を確認をしております。

また、高齢者世帯には必要に応じて緊急通報装置を設置しています。この機器を使い通話による定期的な安否確認をしており、緊急時には簡単に通報することができるようになっております。

議員お尋ねの高齢者につきましては、民生児童委員から相談を受けておりまして、包括支援センター職員が家族と協議をしております。当人は以前介護認定を受けていたこともあり、日中ひとり生活となるため、食事や火のもとの心配もありますので、施設入所も含めて検討をしております。しかしながら、ご家族は施設での介護状況を不安視しておりまして、結論に至っていないところが実情でございます。家族の理解を得ながら定期的な訪問と今後の対応を進めてまいります。

なお、ことし4月末に、町内高齢者世帯におきまして残念な出来事がありましたので、このような事案も含め、さまざまな観点から高齢者の見守りにつきまして対策を講じていきたいと考えます。

次に、交通弱者対策についてお答えをいたします。

巡回バス廃止による影響はなかったかということですが、巡回バスにつきましては平成13 年度から25年度の13年間運行をしておりました。しかし、年々利用者の低迷が続いたことから、平成25年度をもって運行を終了させていただいたところでございます。巡回バスの終了に関しましては区長会でも報告をさせていただき区長さんを通じまして、区民への周知やむ つざわ広報、ホームページなどへの掲載、そして巡回バス車内にも掲示させていただきました。

あわせて終了に伴う福祉タクシー及び路線バス助成についてのご案内もさせていただいたところでございます。このことによりまして、一部の方からは残念だという声も聞いておりますが、巡回バスが終了になったことに伴い、福祉タクシーや路線バス助成への申し込みは増加をしております。

具体的に申し上げますと、福祉タクシーでは助成上限額を1,000から2,000円に引き上げや現物給付化などの制改正を行ったことと、3月末で巡回バスが廃止になったことの2つの要因によりまして、昨年12月と今年4月を比較しますと登録者数は39人増の106人、また利用回数では67回の利用に対して2.7倍の186回の利用がありました。

また、路線バスにつきましてはその利用者数でございますが、乗降調査による案分になりますが茂原駅、睦沢中央公民館線で平成24年度は1カ月当たり平均777人であったものが、25年度には10月からの運賃助成も始まり、先ほど779人から1,190人に伸びております。また、26年度に入ってさらに100人程度増加をしております。この6月2日から道の駅つどいの郷まで延伸となりましたことにより、またさらに増加するものと期待をするものでございます。

一方、一宮駅大多喜線につきましては、平成24年の月平均355人、25年度は321人と減少傾向にありますが、利用登録の状況を見ますと本年度に入ってから利用登録者が増加しております。

全体の路線バス利用登録者は昨年度末で114人でございましたが、26年5月末現在での登録者数は137人となっております。今後も公共交通のあり方や利用者への配慮を念頭に置きながら検討を続けてまいりますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

この福祉タクシーの、ふえた分については巡回バス実質的に利用していた方を上回っている方が福祉タクシーの利用の件数になっているんじゃないかなというふうに推測をされるところでございます。

次に、質問事項の2の道路整備についてお答えをいたします。

はじめに、うぐいす里私道の町道編入でございますけども、うぐいす里の私道問題につきましては、過去の開発行為により公衆用道路が町道として編入されず、個人名義、会社名義あるいは多くの個人と会社の共有名義のまま登記がされております。本地域の開発の多くは昭和40年代に行われており、相続や会社の消滅等により、所有権の移転が非常に困難な状況となっており、現在まで町道への編入がされておりませんでした。過去に1路線だけ町に変

えたというところありましたけども、そのほかについては編入はされておりませんでした。

このようなことから、私有地への舗装や排水整備ができずにうぐいす里の住民は大変苦慮をしていたものでございます。排水整備につきましては、既に認定されている町道に深溝の側溝を設置したことや、国道128号線を隔てた一宮川への放流口の改修を行ったことによりまして、大きく改善されました。しかし、私道に隣接している住宅や土地については依然として降雨による断水が見受けられ、生活へ支障を来しているところもございます。

これらの解決策として、私道を町に寄附していただき町道認定することで排水整備や舗装が行えることになります。うぐいす里では私道を町に寄附し、町道に編入するための組織として平成24年11月にうぐいす里環境整備委員会を設置いたしました。区長さんが委員長となって町道化に向けて地権者等へ寄附のご理解をいただき賛同してもらえるようにお願いをしていただいております。

ここで私道の町道化についての予定路線と見通しですが、うぐいす里では全部で7路線の 町道化を希望しております。そのうち1路線が昨年度登記完了となっております。本路線に つきましては今期定例会に町道認定を議案として提出させていただいております。

また、現在2本目の町道化に向けて委員会において地権者等へ寄附同意説明書を送付したということを聞いております。今回予定している路線は共有名義で所有者は17名、さらにはその中に会社の持ち分も入っているということなので、交渉には時間がかかることが想定されております。町は、地域の方々が私道の共有化を希望し諦めない限りできる範囲内でお手伝いをさせていただく所存でございますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

次に、道路の区画線についてのご質問でございますけども、センターラインや外側線は道路の構造を保全し、交通の安全と円滑を図るため設置いたしますが、経年劣化により次第に薄くなり消えてしまいます。

道路の管理は道路管理者である町及び千葉県または規制標示関係につきましては、千葉県公安委員会で行っております。道路管理者は道路を常時良好な状態に保ち交通に支障を来さぬよう努めなければなりませんので、通学路合同点検及び道路パトロールにおいてセンターラインや外側線の状況を把握し、事故発生の危険性の高いところから準に優先順位を、失礼しました安全通行ができるよう計画的に整備を図っております。

今後も適正な道路維持管理に努めてまいりますので、よろしくご理解をお願いを申し上げ たいと思います。

このセンターラインや外側線が消えていることによって、事故が起きた場合に町の責任は

ということでございましたけども、これは昭和53年7月4日の最高裁の判断によりますと、 要は瑕疵があったかどうかということで、その場合にセンターラインとか外側線が薄くなっ ているものについては瑕疵があったとするまでの認定は難しいんではないかということが過 去に言われておるというふうに伺っております。

そのようなことで、瑕疵が困難ということになりますと因果関係はということになると難しいのかなということで、こういう判決はございますが、先ほども申し上げましたように、より安全に通行できるように今後も適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、町政運営についてお答えをいたします。

地区懇談会については、昨年1月から8月にかけて16区を回りまして、区民の皆様の貴重なご意見を伺わせていただきました。その成果は、どうだったのかということでございますが、私は直接住民の声を聞きまして、ふだん住民の方はこんなことを町に期待しているのかというようなことを改めて認識することができました。この貴重なご意見を取り入れた中で行政運営に当たり、議会のご意見をいただきながら町政に反映をさせていきたいと考えておるところでございます。

住民の意見がどのくらい反映されたのかということですが、当然のことながらですが、全 ての意見を反映させることは不可能でございます。今までの行政運営の中で行っていったこ とにつきましては、その体制の中で解決をさせていただいた事項もございます。しかし、新 たな意見や要望につきましては、予算を伴うものもございますし、制度、新設、開設する必 要もございます。これらにつきましては、その都度、議会全員協議会や本会議で審議をして いただきました。

また、行政の行うことではなく、地域あるいは個人の行わなければならないこともございますので、そのようなものにつきましてはお断りをさせて、理解をいただいた中でお断りをさせていただいたというものもございます。

最後になりますけども、今年度の地区懇談会は6月1日に大谷木地区から実施をしております。最終は7月20日ということで、ことしは約2か月間での実施とさせていただきました。昨年のように半年近くかかってしまいますと最初にやった地区と最後の地区では、周りの状況あるいは町の行っている状況が大分変わってしまいますので、できれば集中的にやりたいということで、今申し上げましたように2か月間で実施をさせていただくということにしてございます。

地区懇談会を通じまして、住民のご意見等を賜り、できる範囲でございますができる限り 町政に反映をさせていきたいと考えますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願 いを申し上げます。

以上でございます。

- 〇議長(市原重光君) 麻生議員。
- ○3番(麻生安夫君) ありがとうございました。

何点か関連の質問とお願いを含めまして、2回目をさせていただきます。

まず、町内には高齢者世帯がどのくらいあるのかを把握しているのか、答弁にあった見守り、安全に必要な緊急通報装置が何台ぐらい今現在稼働していて、今までその効果がどのくらいあったのかを教えてもらいたいと。

次に、今まで巡回バスを利用してよかったという人で福祉タクシーでは利用条件が合わなくて困ったという人がいました。そういう人には町長が認める人という項目があるようですけども、それはどういう判断で決めて、今まで何人ぐらい認めたのかをお伺いしたい。

それから、うぐいす里の件ですが、なぜうぐいす里の件を出したかといいますと昔、私もずっと川島の住人でありまして、昔、川島区が管理をしていた時期があります。特に消防団のときには、大雨が降ると必ずうぐいす里へ行きまして、排水のお手伝いをしたという経験があります。それは先ほど町長の回答でありましたけども、整備をされてないために、排水がどうしても悪くて、なかなか水が引かないということもありました。

ですから、それを質問に上げさせてもらったわけですが、町道化に向けて環境整備委員会 の手伝いをするということですでも、具体的にはどのようなことを行っているのかを教えて もらいたい。

最後に地区懇談会ですが、どのくらいの要望や意見が出ていて、その意見に対してどの程度の回答をし実施しているのかを、また、実施できないものがどのくらいあったのかを具体的な数字がわかれば教えてもらいたいと思います。

以上です。2番目。

- 〇議長(市原重光君) 市原町長。
- ○町長(市原 武君) それこそ巡回バスを廃止して、その分を福祉タクシーでということで、 福祉タクシーの要綱に当てはまらないものについては、特にということでさせてもらってい るところでございます。その辺の、詳しい内容については担当課長のほうからご回答はさせ ていただきたいと思います。

また、うぐいす里のほうでございますけども、これやはり私も自衛消防隊ということで、 役場のほうでも、議員おっしゃられるように同じような活動を一緒にさせていただいたとい うことを記憶しております。

当時、たしか調査を実施しましたところ、その排水対策に7億円ぐらかかるということで、それもう何十年も前ですから相当多額だったように記憶をしております。そのようなことから、その当時はすぐ抜本的な対策ができないということでございましたけども、先ほど申し上げましたように深溝の排水溝を設けることによって、かなりの部分が解決をしてきた。しかしながら、まだまだ残っているところがあるというところでございます。

そのようなことで、この件については、一応長生村のほうにも申し入れをしてあるんですが、茂原環状線ができまして、あそこの側溝がかなり深いものになっているというふうに伺っております。そちらのほうに、昔は七井土のほうに排水を流すとお金をとられるとかという話があったんですが、そういうものについては解決をされてるというふうに調査済み、役場のほうへ行って伺っております。

そのようなことで、また機会を見ましてそちらの環状線のほうに排水ができるようなこと も、長生村の理解をいただきながら進めてまいればというふうに考えておるところでござい ます。

それから、環境委員会の支援がどのようなことかということでございますが、具体的には、 移転登記ができるようにまず当時の地権者の相続人を確定して、そういう相続書類を取り寄せたり、最終的には現在生きている方の相続人確定されましたら、その方の印鑑証明つきの 寄附証書といいますか、そういうものをいただくということで、先ほど昨年中に1路線という形、言いましたが、書類、私見ましたところこのくらい厚さの書類が、寄附をしていただくために必要になったというふうに伺っております。具体的な内容については、担当者のほうからお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(市原重光君) 米倉健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(米倉行雄君)** 麻生議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目ですが、独居の高齢者世帯の人数でございます。町内におきましては、私ども住民基本台帳そういったとこから今調査をさせてもらっている数字でございますが、町内で人数からしますと1,100人ほどいます。しかしながら、この1,100人の中には65歳以上でお一人で住んでる方、あるいはご夫婦で住んでる方、そういった方もいます。

そういった中で、特に独居の方が連絡関係とか、心配になるのかなと思われます。この 独居で住んでいる方、こちらは今現在370人おります。ただ、この370人の中には先ほど言いましたように1軒のうちで例えば、若者の夫婦の方が屋敷の前にまた新しいうちを建てて世帯分離などするうちもあると思います。そういったところの関係につきましては、住基のデータでございますので、そういったものも含まれております。

あと、川島のほうにプラチナハウスがございますので、こういったとこもこの370人に含まれておりますので、実際の本当にお年寄りだけが単独で一人で住んでいる方というのはこれからこの370人の中からはかなり減ってくるものと思われます。

あと、その次に緊急通報装置でございますが、今現在町内のお年寄りの方を対象に47基設置してございます。そして、この装置で機能したという例えばの例でございますが、正月におもちを食べてちょっとのどにつかえて吐き気をもよおしたということで、すぐにボタンを押した、ボタンを押すとすぐ相手が機械のほうで相手が出てきますので、それは大変だということですぐ救急車を手配して、それでその後はすぐ病院に行って事なき終えたというような1つの例もございました。

次に、福祉タクシーの関係でございますが、町長が認めた、特に認めた方というような規定もございます。この方につきましては4月以降でございますが、2名の方が私どもに申請がございました。1名の方は定期的に病院に通っておったということでございました。そういうことで巡回バスを利用してたということでございました。そして、もうお一人の方は、公民館あるいは役場のいろいろ調査あるいは事務の手続などに定期的に使っておったということでございましたので、ともに女性の方ですけども、このお二人の方を町長が認めるものというような扱いの中で町のほうで福祉タクシー券を配布させていただきました。

以上でございます。

- **〇議長(市原重光君)** 鈴木政策企画担当主幹。
- 〇総務課政策企画担当主幹(鈴木政信君) 命によりお答えさせていただきます。

まずはじめに、うぐいす里の町道化に向けて町はどのようなことを行っているのかという ご質問でございますけども、先ほど町長が答弁したとおりでございますので、あんまり私の ほうから言うことはないんですけども、町では、うぐいす里環境整備委員会が行う事務の手 伝いをさせていただいているわけでございますが、町としては寄附をしていただければ町道 になるということは申しておりますけども、実際に所有者に対して寄附をしてくれと強要す ることはできませんので、この委員会を通じて、区のほうでお願いをしているということで ございます。

その内容でございますけども、その寄附をお願いするのに文書を送っているということでございますが、その住所については登記簿をとって、その登記簿に載っている住所に文書を送っているということでございます。しかしながら、もう住所が移転してしまったり、相続があったりすると、そこには届かないで返ってきてしまうという宛名不在で返ってきてしまうということになりますので、そういう場合には現住所を調べるために、町から公文書で各自治体に依頼を行って、住民票や戸籍謄本等の取得を行っているということでございます。

また、相続の方法も確認をさせていただいているということでございます。また、寄附を していただく場合の、登記書類等の作成についてもお手伝いをさせていただいているところ でございます。

それと、もう1点、地区懇談会の件でございますけども、どのくらいの意見が出てて、具体的にどのくらいの回答をしてるのかということでございますけども、具体的な数字を申し上げますとこれは要望や意見、または質問の件数の総数でございます。そして、またその中には類似のものもございます。そういうものも含めまして全部で244件でございました。そのうち、実施済みあるいは完了または質問に対して回答して解決したと思われるものについては129件ございました。全体の53%ということでございますが、ダブっているものもございますので、%としては余り言えないのかなというふうに思っております。

また、今後実施予定、それと着手しているものについては106件、43%でございます。実施の予定がないと、なしというものが9件で4%となっております。なお、25年度の地区懇談会の質問事項とか、回答についてはホームページのほうに掲載させていただいてございますので、それぞれの個々の要望、意見についてとその回答については、そちらのホームページで確認をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

- **〇議長(市原重光君)** 米倉健康福祉課長。
- O健康福祉課長(米倉行雄君) 申しわけありせんでした。先ほど緊急通報装置の設置の総数、通報の総数というふうなことでございました。その件、今、私答弁漏れまして失礼しました。ちょっと、私、今資料を見ましたところちょっとデータがちょっと古かったものですので、25年度分の総数が出ておりますので、資料をもう一度、整理しますので後で、後ほど報告させていただきたいと思います。申しわけございません。

- 〇議長(市原重光君) 麻生安夫議員。
- ○3番(麻生安夫君) 細かな答弁まで言っていただきましてありがとうございます。

最後に一言だけ発言というか、お願いをさせていただきます。高齢者世帯が非常にふえております。いろいろな決まりがありまして大変だとは思いますけども、見回り安全は十分、気を使っていただきたいと思います。福祉タクシーの件も同じだというふうに思っております。

地区懇談会の件ですが、町の財政には限界がありましてそれを十分考慮すれば、町長が直に聞く要望や意見ですので、できる限り配慮をお願いしたいと思います。それについては応援をしたいと思います。それから、その結果をホームページを見てくれということですけども、ホームページ見られない人が、多分、かなりいると思いますよ。ですから、それにかわるその辺の配慮、もし考えとくいうことで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 〇議長(市原重光君) 市原町長。
- ○町長(市原 武君) 実は、高齢者の見守りでございますが、昨年まで臨時の保健師2年間、3年間だったかな、実態調査ということで全部回っております。その中で、どういう対応が必要だということもさせてもらっておりますので、そういう関係の資料も、再度精査いたしまして今後見守りが万全できるように進めてまいりたいと思いますので、よろしくご指導お願いしたいと思います。

それから、福祉タクシーの運用につきましては、先ほど2件のみということでございましたが、もっとほかにやっぱりそういう方がいるのかなというふうに私も感じますので、そこら辺についてはまた弾力的な運用で利用の向上性を図っていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、ホームページでしてあるということですが、ほとんど、その場で私直接お答えして ますので、その方、質問された方については納得をされていると、その場でどうしても答え が出なかったものについては、後ほど文書で担当課なりから、具体的な内容でお答えをさせ てもらっているということでございますので、ご質問をしてくれた方につきましてはそれな りにきちんと答弁をさせていただいているというふうに認識しております。そのようなこと で多岐にわたりますので大変恐縮ですがホームページでごらんを、いただけない人もいるん ですが、ご質問をいただいた方には直接ご答弁をさせてもらってということでご了解いただ ければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(市原重光君) 米倉健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(米倉行雄君)** 申しわけございません。先ほど後でと言いましたけど、資料 が見つかりましたので、報告させていただきます。申しわけございません。

緊急通報装置の設置者の個人からボタン押しの回数でございます。昨年1年間で266件ございました。その中の内訳と申しますと、例えばその結果で救急車を必要とするような事案は5件ございました。あるいは体のぐあいが悪いからどうしたらいいのか、こういう場合は医者に行ったほうがいいのか、どうしたらいいのかなってそういう例えば健康に関する相談、こういったものがその中で46件ありました。

以上でございます。

○議長(市原重光君) これで、麻生安夫議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩といたします。なお、この後、議会運営委員会が開催されます ので委員の方は正副議長室お集まりください。

○議長(市原重光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

O議長(市原重光君) 先ほどの休憩時間に議会運営委員会が開催されております。内容について中村義徳委員長から報告願います。

中村委員長。

〇議会運営委員会委員長(中村義徳君) それでは報告いたします。

先ほどの休憩中に正副議長室において、議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。案件は本日採択されました請願1件、陳情2件についての意見書提出に関する発議案3件の取り扱いについて、協議を行いました。

その結果、意見書提出にかわる発議案3議案を追加日程として、本日の日程の最後に追加 することといたしました、よろしくご協力のほどお願い申し上げまして議会運営委員会から の報告とします。

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

ここで、お諮りをいたします。

ただいまの報告のありました発議案3件については議会運営委員会で決定のとおり追加日程として、本日の日程の最後に加えることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

〇議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案3件については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに 決定しました。

ここで、追加議事日程及び発議案を配付させます。

(追加日程及び発議案配付)

○議長(市原重光君) 配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) それでは、会議を続けます。

◇ 荻 野 新 衞 君

- ○議長(市原重光君) 一般質問を引き続き行います。 市原町長。
- ○町長(市原 武君) すみません、午前中、麻生安夫議員から最後のご質問にありました地区懇談会での内容についてということでございましたけども、ホームページ等で見られない方もいるというようなことが伺えました。ということでまた区長さんと相談しながら、その内容について回覧等をしたいということであれば、また区長さんの要望を聞きながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- O議長(市原重光君) それでは一般質問を続けます。 荻野新衞議員どうぞ。
- ○11番(荻野新衞君) 通告に従いまして、一般質問を行います。

私は、常に教育福祉が町の基本だという考えの中で、学力向上等いろんな面で提言をしてまいったわけですが、ほとんど採用していただけないのが今までの現実でございます。ある人がある町長のときには、あなたが言ったことはまず無理だよと、あなたが言うとできることもできないよと言われて非常にショックを受けたこともあるんですが、それはそれとして昨年の5月学校等問題調査検討委員会ですか、これが24名の大船団で発足し、約1年間経過し

ました。そういう中でどのような問題点が出てきたのか伺うわけでございます。

また、私も2回ほど傍聴し、会議録を拝読させていただきましたが、11月の会議までしか、6月になっても、会議録がホームページに上がってきていません。ただ、2回の傍聴と会議録を読む限りにおいては、この学校等の検討委員会については、私は諮問機関にして教育委員会が把握している課題を、スピーディーに解決し児童生徒のプラスになるようにすべきだろうと、今のままでは時間とコストの無駄だと私はちょっと口が悪いから言いますけども、常にそう言っております。

そういう中で、私はやはりここは教育長が英断をもって諮問機関に私は大きくかじを切るべきではないかという観点から質問いたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(市原重光君) 髙梨教育長。

○教育長(高梨正一君) 荻野議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど質問の中にもございましたとおり、昨年の5月29日に第1回の検討委員会を開催させていただきました。本年6月5日で、8回の会議を開催をさせていただいたところでございます。

会議の内容ですが、設置要綱第10の目的にもございますとおり、児童生徒及び園児の減少化に伴いまして、その対応をするために小中学校及びこども園に係る諸問題の調査検討を行い、将来に望ましい教育環境のあり方を見出すこととしております。そのようなことから、児童生徒の減少に対する教育指導等のあり方や施設整備、防災や地域連携など多くのご意見をいただきました。

特に学校の小規模化による影響、施設の老朽化、この件につきましては、喫緊の課題としておりまして、第1次の意見書で土睦小学校の給食調理室を中核として、睦沢中学校へも配食する検討と。また、12月20日には、第2次の意見書で睦沢中学校の技術家庭科棟の建てかえ、また改修の対応についての提言をいただいたところでございます。

現在は、小学校 2 校の、教育的環境の整備、有効的な運営等を考慮した中での、方策についてのご意見をいただいているところでございます。なお、ホームページにも議事録の公開を行っているところなんですけども、8 回の会議の折に傍聴の方がいらっしゃいまして、地域での話し合いにその会議録等を使用したいの、ペーパーでくれないかというような要求もございました。

それから、次の、諮問機関にすべきと思うがというようなご質問でございますが、本町の 将来にわたる教育環境に望ましい形を、さまざまな分野の方々から選出され、また公募によ ります委員さんもなられたというようなことから、多方面からお考えをお伺いするというよ うな機会ということで捉えております。

したがいまして、現在の形で実施をさせていただきたいなというような考えでございます。 ここで出ましたご意見につきましては、本委員会設置に際しまして予算等議会で、ご審議を いただいたというような経緯もございます。したがいまして、その提言につきましては十分 考慮をされるべきものと重く受けとめておりますので、よろしくご理解とご協力を賜ります ようお願い申し上げます。

冒頭ご質問の中で、荻野議員から、荻野議員の意見がというようなことを伺いましたけども、それこそ学力向上等につきましても荻野議員さんのご指導を真摯に受けとめまして昨年から試行なんですけども、アフタースクールを開設したり、本年度それこそ議員の皆さん方のご指導いただきまして、そのアフタースクールを本格始動というようなことで、ご指導いただいているところでございますので、つけ加えさせていただきました。

以上でございます。

〇議長(市原重光君) 荻野議員。

○11番(荻野新衞君) 再質問させていただきます。

まず、今高梨教育長から答弁があったんですけども、11月、12月提言、給食の問題、提言ちょっと今手元にないから細かいこと言えないけども、給食の問題と家庭科ですかその提言ですね。だけど、昨年9月の、9月議会の一般質問で田中議員さんがね、その辺のところを質問してるんですよね。そうすると町長はもう小学校をあれしてやりますよという方向を出しているんだよ、9月に。ことしの予算でも、設計等の予算化されているわけですよね、それやっているとね、僕にすると教育委員会要らないんじゃないのかなと、町長がどんどんどんどんだめてやっていっちゃうんなら、もう教育委員会は、今は教育再生会議でもいろいろ言われてるけどもね、その必要性までいっちゃうわけよ。その中で学校問題がね、24人のメンバーでこれだけやってきてその程度しか出てこないのかと。

僕は、前回かなドジョウつかみとか言ったけども、睦沢はやっぱり教育で町おこしなくちゃいけないんですよ。過去にも言ったけど、所得差によって学力の差がでるのは義務教育の中ではおかしいと。今、教育長言ったけど荻野議員さんの提言を取り入れて土曜アフターとかってね、12月説明を受けたけども、全協でね、だけどあれは荻野議員の提案を受けたんじゃないんだよ。全国学力テストの点数が、平均がちょっと落ちたから目の色変えてそういう方向に走っただけなの。それは僕は大昔から言ってるわけだからね。分数のできない大学生

だとかね、ちょっとつまずくと勉強がおもしろくなくなっちゃうんですよ。ですからね、こういう小さいところで速やかに子供たち、児童生徒のためにね、教育委員会は何をすべきか。 9月、私は言いましたね、課題を、児童生徒の安全、いじめ、それから生きる力、そういうものを、それからもう一つは施設の問題も言いました。それから学力向上ですよ。やっぱり社会に出て最低限の知識必要です。道徳教育も含めて。

それから、もう一つは児童生徒の減少、これをどうするかということなの、それは教育委員会は把握しているわけなんだよ。把握してたらそれをどう早くスピーディーに解決して、実行に移し児童生徒が恩恵を受ける、睦沢の学校で勉強してよかった、保護者もそう思う、そういうふうな環境をつくるべきだろうと。私はそう思うんだよ。なぜそれができないのか。これはまた9月に町長にも聞くけどもね、教育委員の選定は、提案は町長だから。議会がそれを認めているわけだから最後はね。そういう中においてこういうままでいいのかということなんですよ。できるとこからやる。ということはね、例えば、基本構想の中に、6年前かな、小中一貫というのあったね、いつの間にかなくなっちゃった、僕はこの前の後期構想の中でその問題を質問したよ。だから、ただそのとき格好いい言葉、書いたからいいという問題じゃないってことよ。やったんならね、時代に合わせてそれを進めていくべきだろうと。僕はたまげた、長南町だよね、適正化だよ。この前、新聞出てた。会議録読んでも長南町がやってるということはわかってましたよ。ところが4小を小学校を1つにすると、中学校の脇に建てるんだと。それでその諮問ですよね、適正化の委員さんたちが答申をしたと、でも教育委員会はそれを前倒しして一気にやっちゃおうと、2年後には小中一貫だと、そうい

例えば、白子町、昨年の秋だと思う、白潟で施行で土曜日、授業といたっていろいろなやり方がある。ところがことしの4月から非常に好評だと、4月から土曜日をやると、さすが白子だなと思いましたよ。合併のときいろいろあったけどね、それは言わないけども、やっぱりそうであれば自主独立でやっていくんであればやっぱりね、そういうところをどんどんやるべきだろう。それを学校の先生を使わない、一般の人たち町内の人と、いい発想なんです。僕が過去に言ってたことも授業外で子供たちのいろんな生きる力、学力向上をやるべきだろうと、なぜこういうことがよそができて、なぜ睦沢はできなのか、そこなんですよ。

うふうに他町では、どんどんどんどん進んでいるんですね。

ですから、教育委員会は問題把握しているわけなんだから、それを諮問して答申をもらって、それをまた修正したっていいんですよ。できるとこからどんどんやるべきだろう。それが私の質問の趣旨なんです。会議は踊るってありますね、ウィーン会議だ。ただ、会議やっ

てからいいってもんじゃないんですよ。1年たったらこれだけ無駄と、それを出すべきだろう。それができないから僕はがゆくてしようがない。

こども園、保育園、幼稚園で一緒になって小学校で別々、また中学になって一緒になってくる。もう一つは経済的、はっきり言って今の日本経済はこのままいったら無理ですよ。1,000兆の借金、毎年ふえていく、少子、高齢化は悪いわけじゃない、少子が大きいと思います。そういう中で私はいつまでね、特例かなんかで交付税が、がばがば来るような時代じゃないと思います。非常に特に地方は日本創成会議がやったように地方はすごい厳しい時期が来るんですよ。

僕は、先を読まなくちゃいけない、政治というものはね、行政というものは。10年、20年、30年後を見据えて決定しなくちゃいかん。決定するには大変ですよ。それは負託されているし、それだけの責務があるわけよ教育委員会には。だからその辺のところをあれしてもらいたいんだよ。大体、今日の答弁だって大体わかるんですよ、大体、今の考えていることっていうのは。人のあれを読まなくちゃいかんわけよ、議員はね。

だから、今の答弁以上は僕は出ないと思う。出ないと思うけども、よそでできて、いいことはよそでできてなぜ睦沢でできないのか、そこなんですよ。そういうことで教育長、その辺について、よそがやっていることがいいなのか、悪いなのか。もしいいんであれば睦沢はやるべきだと思うけど、どうなんでしょうか。

〇議長(市原重光君) 髙梨教育長。

○教育長(高梨正一君) 町の教育につきましては、それこそ将来のあり方につきまして検討 委員会で今検討していただいてるというふうなところでございます。と同時に、よそがやっ ているものを即、町に取り入れたらというふうなお話をいただきました。町も学力向上等に つきましても学校側との話し合いの中で、昨年とは違ったような形の中で進めているところ でございます。

また、その諮問委員会、諮問を、答申受けるような委員会に移行したらというふうなお話も承りました。この辺につきましては、今国会で審議をされてまして、この6月22日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正がなされる予定でございます。その中に総合教育会議というような形の中で、地方公共団体の長また教育委員会というようなことで、会議を設けるというふうな形になってます。

その中で、先ほど来お話ございましたように、小中一貫校の問題につきましても政策として、総合教育会議の中で決めるというような位置づけもされるやに伺ってます。改正案の第

1条の3には国は基本的な教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めますと。それを受けて、それをしん酌した中で地方公共団体は大綱を定めなさいというようなことになってます。

したがいまして、この22日に法案通りましたら、来年の4月1日から施行されるというようなことになってまして、この総合会議の中で小中一貫校やら、学校の統廃合等についても、 決められるというようなことになってますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

したがいまして、今何をやらなくちゃいけないかというようなことだと思います。それにつきましては、次回の学校問題等調査検討委員会で、学校のあり方というようなことで意見をもらえるような形になってます。したがいまして、それを受けまして教育委員会は教育委員会としての考え方をまとめていきたいなと、そのように思っているところでございます。よろしくお願いします。

〇議長(市原重光君) 荻野議員。

○11番(荻野新衞君) 答弁ありがとうございました。

基本的に間違っているんですよ教育長、あなたはね、国の再生会議はどうだこうだ、6月の22日がどうだと言うけどね、そんなのが終わる必要性ないんですよ。よそは進んでいるだよ。6、3を4、3、幾つだりだから4、3、2でも5、2、2でも、自治体でその教育所管のとこでやってくださいという方向は出されるんですよ。今新聞出てるやつはね、みんな国会、今与党強いから、全部法案は通るんですよ。だから、そんなの待っている必要性ないんですよ。睦沢はどうあるべきか、はっきり言ってね、児童減少によるそういう問題については、時間かかるんだから、早く、僕が過去に言ったCRCをかけて時間かけて、ホウズキの種を抜くようにじわじわとやらなければ大変なんですよと、途中があるからね、だから時間かかるんですよということなの。

町が方針決めとけばそれに逆算だよ。僕はよく逆算逆算、逆でいつまでに何をやらなくちゃいかん、だからこうだよってことをね、グランドデザインの中に書けるんですよ。今言った土曜日のあれにしたってできるわけだから、白子は学校の先生使わない、野田は学校の先生使って夏休みどうのこうのだ、酒々井、匝瑳、栄、あっちこっちでもう言葉悪いけど気のきいてるところはもう進んでいるんですよ、東京も早い。

学力の問題にしても、やっぱり大事なんです。はっきり言って塾行ってる人は高いでしょうよ、でも睦沢はね、足して2で割っていけばそれは下がっちゃうかもしれない、そらすごい高い点数もいる、教育長が教育課長のときに所得格差によって点数の差がありますってこ

とはちゃんとに答弁しているんだよ、町内がね。それをどう払拭するのかってことなんだよ。 一つも前出てない。

前戻るけど、荻野委員が言ったから土曜にアフターやりますと、僕は大昔言ってるんだよ。 さっきも言った、点数がちょっとこうだから目の色変えて教育委員会が何かやらなくいけな いで始めただけだと私はね、去年の12月の全協では認識しています。

ですからね、今やることはまず教育でね、さすが睦沢だと、先人が基礎つくってくれたと それを我々が伸ばしていくんだと、そういう形が欲しいんですよ。教育委員さんここで何考 えているか言ってくれたって、考えも聞かれない。だから私はその本人が何を考えているか わからないから近ごろは挙手しないんですよ。わかんない人挙手できないもん。責務がある んだよ教育委員さんには。

そういうことでね、私はもう少し教育委員会がもう少し何ていうんかな、システムを変えてだよ、学校問題すぐ予算もらったからどうたって、予算というのは補正で修正何でもきくんですよ。

たまたまあるとこで調べていったら秋田県が非常に学力が全国一だと、6年間トップだと、 その中でも東成瀬小、私はそれを見ましたよ、すばらしい授業をやってますよ。そういうと ころを二千何百の小さい村ですよ、でもそういうとこでも子供たちがきらきら輝いて勉強す るのを喜んでいるんだよ。いじめなんかないと思うよ、そういうとこであれば。

私は、そういうところを睦沢に取り入れてもらいたい。いいところは取り入れる、または それを修正する、睦沢に合ったものに変えていく。例えばAがおいしいからといって食べた り飲んだりしたって、それを我が町で食べたり飲んだりしたら下痢起こすかもしれない。そ れは町村独自性があるというんですよ。それをあなたたちがやるのが教育行政の教育委員会 なんですよ。

自分たちで決定できないんだから、けっちんくらうから、そのために諮問委員会をつくるんですよ。それで十分検討する、すばらしいメンバーじゃないの。発言するものは限られているけどね、正直なところ。かわいそうだよ正直言って。有給あれして、会社休んできたりして、いるんですよ。だからもう少しね、考えてもらいたい。今日は言わないようにしようと思ったけど、学校問題だって一昨年の全協のときにつくります言ったリバーサイドタウンの学区検討委員会だよ。あのいきさつ知ってるでしょ、僕は絶対忘れない。大丈夫だと言ったのがいつの間にかすりかえだよ、学校問題等にすりかわっとうだけなんですよ正直言って。だからね、すりかえたんならそれをもっとね、私はバージョンアップしていい方向に持っ

ていっていただきたいというのが少し長くなって、まだ38分、僕の余った分、市原時夫議 員さんにね、預ければ二人に2時間あれば十分だからね。

そういうことで、町長も十分聞いてると思うから、時によったら9月でも、また今度は町 長にも聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(市原重光君) 教育長。
- ○教育長(高梨正一君) 町の教育につきましては、議員のお考えあろうかと思います。しかしながら、今の制度、今ある制度を、フルに活用しまして、昔から言われてます「広く会議を興し万機公論に決すべし」というような言葉もございまして、その精神は大事にしまして、議論を尽くして町の教育の発展のために努力してまいるところでございます。ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(市原重光君) これで、荻野新衞議員の一般質問を終わります。

◇田邉明佳君

〇議長(市原重光君)次に、田邉明佳議員どうぞ。田邉議員。

〇1番(田邉明佳君) それでは、通告順に従い質問させていただきます。

1つ目、食品表示法について、平成25年6月に公布された食品表示法ですが、その内容と加工食品の範囲及び規制内容の詳細を伺いたいと思います。この法律については以前も伺いましたが、公布後2年以内の施行となっているので、来年には施行となるでしょう。ですが、食品、事業に密接にかかわってくるにもかかわらず細かい情報が入ってこないので、不安をあおられているのが現状です。

ですので、ここではっきりとその内容と施行時期及び所管官庁、その法に基づき実務を行 う機関もあわせて教えていただきたいと思います。その上で町としての対策をどうするのか 伺いたいと思います。

2つ目、集落営農について。

まず最初に町が考えている集落営農の概念は土地利用型だけでしょうか。施設園芸、施設型農業、農村産業全て包括したものを考えているのでしょうか。過去は、集落のことは集落内で完結できましたが、今では外部からの参入も多く集落だけをまとめるのは大変です。認定農業者が多くを手がけている集落もあり、その中でどう進めていくのでしょうか。

認定農業者もそれぞれ考え方や立ち位置もさまざまですが、どう集落営農とかかわらせて いくのか伺いたいと思います。

施設型の農業者を集落営農に加入させるのは難しいと思いますが、1集落に関係なく一つにまとめられれば成り立つ可能性もあると思いますが、それぞれに持つノウハウが違うので、 実現は難しいと思います。一方、耕種農業の水稲作認定農業者はかかわりやすい面もありますが、一代限りの人、後継者がいてもっと広げたい人、現状維持で個人で続けたい人、積極的に集落営農にかかわりたい人など考え方はさまざまです。

まず、集落で中心的に耕作している人たちの意向を確かめ、集落営農に関心を持つ人を探 し出し、核として推進するのが早道と思いますが、まず集落ごとの説明会でしたでしょうか、 それより最初はまず認定農業者の立ち位置、考え方を確かめるのが第一歩だと思いますがい かがでしょうか。

推進していく中で、余り集落営農に力が入り過ぎ認定農業者の営農が阻害されかねない事態もあると思います。貸しはがしなど起こし、集落に亀裂が走る事態は起こしてはならないと思いますが、その点の配慮はあるのでしょうか。

また、昔から日本の風土として肉体労働が働くということであり、デスクワークは軽んじられる傾向にあり、また、技術に対する評価はゼロに等しいものがあります。私どももよく余りお知らせしたくない技術などもよく気軽に聞かれます。その中で先頭に立って集落営農を引っ張っていく方々お処遇、技術やノウハウを持った方に対する評価など、どう納得させていくのか考えはあるのでしょうか。

そして、いつから集落営農に対する本格的なアプローチを始め、いつごろから新しい集落 営農が発足できる見通しで、この町にどのくらいの新規営農が発足できそうなのか、伺いた いと思います。ご答弁よろしくお願いいたします。

〇議長(市原重光君) 市原町長。

○町長(市原 武君) それでは、田邉明佳議員の一般質問についてお答えをさせていただき たいと思います。

まずはじめに、食品表示法についてお答えをいたします。

本件につきましては、以前にも議員からご質問をいただきご心配をおかけしているところでございます。先ほどお話もございましたけども、昨年の6月28日に公布された食品表示法では、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律のうち食品の表示に関する規定を統合し、附則により2年以内に施行されることとなっており、また施行後3年後に見直すこと

も明記されております。

ご質問の所管官庁については、国の所管は消費者庁ですが、確認したところ現在基準案を作成中であり、政令内閣府令はまだできておらず、栄養表示については任意であるものの5年以内には義務づけがされるとのことでありました。また、県においては健康福祉部、農林部と現状では複数課にまたがっており、どこが窓口となるかも決定していないとの回答でありました。

町といたしましては、現在のところ地域振興課で対応しております。義務づけの内容がまだ定められておらず、以前お答えをした関係者への対応ができない状況でありますので、関係機関等からの情報収集に努め迅速の対応を図りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

今、申し上げましたとおり、政令内閣府令、法律はできておりますが、法律は大枠ですので細かい内容については、この政令内閣府令が出ないとわからないということが実態でございます。そのようなことで、2年後には施行され、なおかつこの栄養表示は義務づけは5年以内ということで、また先にいくということになろうかと思います。早目に、この政令なり内閣府令を出していただいて、これの対策を町としてもしていきたいなというふうに考えているところでございます。

いろいろ調べますと、栄養表示についてどこまでしたらいいのか、例えば、エネルギー、ナトリウム、脂質、炭水化物、たんぱく質、この辺についてはもう義務づけを考えているようでございますが、そのほかに今後どうしたらいいのかということは今検討はされているようでございますが、例えばビタミン、ミネラルあるいは食物繊維、それから糖類、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、コレステロール、これらの扱いをどうするのかということで今議論中というふうに伺っているところでございます。

いずれにしましても、最近になりましてこういうものを、日本国内で数分のうちに、電子レンジのような機械の中に入れると分析値が出てくるという機械も発売されたということも伺っております。また、ただそれには値段がどのくらいするのかの表示がございませんでしたので、町としての対応についてはこの国の動向を見ながら、また民間のそういう機械の開発等によりまして、委託をしてそういう数字を出すのか、あるいはそういう機械を買ってやったほうがいいのか、またいろいろ検討をするところがあるというふうに考えているところでございます。

次に、集落営農についてでありますが、現在地域振興課で要望のあった地区に多面的機能

支払い制度交付金の説明会を行っており、その際、睦沢町水田活用ビジョンとして、町の考えを説明させていただいております。既に、大谷木・北山田地区においては農地活用検討委員会が設立され、地域の将来的な農業について検討が始められております。また、同様に、岩井地区においても集落営農を進めたいということから、説明会をということで何度か出向いているように伺っております。

また、現在集落営農推進のための支援制度としての要領、要綱を取りまとめております。 先般、役場内の庁議において協議いたしましたが、細部についてさらなる検討を要するとい うことのために、大変時間が経過してご迷惑をおかけしているところでございますが、本町 に最もふさわしい制度にするため、既に法人化している団体や認定農業者の方々とも協議を し、まとまり次第、議員各位にもご意見を賜りたいと考えておるところでございます。

また、農地中間管理事業につきましては、本県では公益社団法人千葉県園芸協会が管理機構となり、市町村と連携を図り農地の集積を図ることとなりましたが、現在のところ細部につきましては流動的な部分があることから、私といたしましても、現状にかんがみ今後の本町の農業にとって、どの方向が最良であるかを検討してまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解をお願いしたいと思います。

それから、先ほど議員から言われておりました既存の認定農業者あるいは法人組織等に貸しはがしはということでございますが、この中間管理機構、これが26年度、27年度に、農地を貸すほうにも、借りるほうにもメリットがあるという話が出ております。昨年から説明会やるということで話しておりますが、実際に進んでるのは大北(大谷木・北山田)と岩井しか進んでないということでお叱りを受けているところでございますが、たまたま偶然にも、国のほうでこの中間管理機構の事業を使って、農地の貸し手、あるいは借り手にもというお話が出ております。でもこれを少しずつ出てくる情報によりますと、既存の利用増進だとか、いろんな形であるものでも、これに乗っければ先ほどいった補助制度にもどうも乗れるらしいということが少しずつ見え始めてきました。

しかしながら、議員がおっしゃられるようにいつまでやっているのかということなんですが、この補助制度が26年度、27年度、この2年間限定ではないんですが28年度になると補助額が半分以下になるというふうな話も伺っております。そのようなことで、いずれにしましても、9月稲刈りの始まる前までには議会のまた全員協議会をお開き願いまして、どういう形で町は進めていきたいんだという方向性を示したいというふうに考えております。

今も言いましたように、このメリットが26年度、27年度に集中するというようなこともご

ざいますので、今年度中には全地区にこういう説明会をした中で、できればこのメリットを 26年度、27年度中にできるように説明会は進めて、そこら辺の集中していきたいなというふ うに考えているところでございます。

そのようなことで、今現在の認定農業者と新しく集落営農を考えているわけですが、川島 営農組合を見ていただくとわかると思いますが、どうしても自分の田んぼでお米をつくりた いという方は、営農組合から再委託というふうな形でやっておるというふうに私は認識して おります。

ですから、そういうような形も取り入れていけば、無理やり営農組合にっていうがんじがらめではなくて、緩くして営農組合に一旦土地を集めて、それからまたどうしても本人が希望あればそちらに再委託をするというふうなことも視野に入れながらすれば、より集落営農というものが成り立っていく可能性があるのかなというふうに私は考えております。

また、この辺については、またどういう内容を進めるのかということでありますが、これにつきましては、普及員等もお願いしておりますので、どういう作物がいいのかということを地元に出たときにお話をしながら、実際に携わる人たちがどういうことをやりたいのか、あるいはうちのほうの粘土の土はそういうものはできないよと、幾ら普及員が言ってもできないだよ、こういうものじゃなければだめだよということは当然あると思いますんで、それにつきましては各集落ごとにまた当然変わってくる可能性があるのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、地元の農家の皆さんが、地域の皆さんが持っていきたい方向に、町とすれば助言をしながらそういう方向に導いていきたいと。これについては、町の単独の費用だけではなくて、国の補助金あるいは県の補助金を有効活用しながら既存の認定農業者にもメリットのあるような形に持っていければというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

〇議長(市原重光君) 田邉議員。

○1番(田邉明佳君) まずは集落営農で、右から左にすぐ動くものではありませんけど、動かないなりに動いているようで、でも多額の経費と時間をかけて成果が出ないと大変な無駄遣いのそしりは免れませんが、いかに大きな成果を上げていくということが町長の腕の見せどころかと思いますので、無駄遣いに終わらせることなく、後世に名を残す仕事を期待しております。

そして、食品表示法ですが、なぜこの質問をしたかというと私の知っている限りで24年からこの法律についての報道があったんですけども、事業者に対して町から何のアクションもありませんでした。細かいことはできるまでというような答弁がありましたけども、大枠のところはほんと決まって公布されたのだから町の食品製造にかかわる人々に対してお知らせをすべきだったのではないかと思います。

現在のところ食品表示法に書いてある基本理念では、小規模な食品関連事業者に配慮するとあり、でまた1月に行われた食品表示部会で示された栄養表示の対象事業者についての適用範囲の案で、案なのでどうなっていくかわかりませんけども、ですからこの話もしなかったのかなと思うんですけど、原則として全ての事業者に栄養成分及び熱量の表示を義務づけるとしつつ家族経営のような零細事業者について、過度の負担を軽減するため中小企業基本法第2条を参考に業種を問わず、正社員及び正社員に準じた労働形態である従業員の数が5人以下の事業者については、表示義務を免除するという、そういう話もあったわけですが、流れ的に零細事業者については免除される方向になってくれるといいなと思っているのですけども、あくまで流れであってどうなるのかははっきりとはわからない状況ではありますが。これが本当に零細企業も何もかも関係なく義務づけられるとしたら、検査するのに1検体

これが本当に零細企業も何もかも関係なく義務づけられるとしたら、検査するのに1検体当たり大体、1商品当たり1万円近く検査に、納期まで三日から十日、例に出すと170円のお菓子でうちのですけども、大ざっぱに見て3割原価で販売手数料とも引いて40円のもうけ、検査費用だけで250個売らないと費用が出ないという状況になりまして、とてもじゃないけど、うちとしても量は減らしていこうかなという話になっていったわけでありますけども、そうなってくると6次産業を町長のおっしゃるとおり進めていこうとするなら、これは町にとっても本当に重要度の高い法律だと思うんですけども、こうやって質問に上がってとりあえず何も決まってないのでどうしようもございませんと言われましてもという感じなんですけどもね。

役場のすることとって、常にアンテナを張りめぐらせて先を行って素早く町民の皆様への情報提供に努めて物事に当たるべきではないかと私は思うんですけども、前回生業に手は出せないって町長おっしゃってましたけども、町が町民の皆様に何ができるかを、できないことはしなくていいんですけども、真摯に考えて実行していくのが大切なんではないかと思います。ですから、何も決まってないんで何とも言えませんではちょっと違うんではないかなと思うんですけども。

それで、所管官庁が消費者庁に決まって、とりあえず何も県のほうとかでも何かよくわか

らない状態になっているみたいですけども、とりあえずこの間は振興課と言ってましたけど 担当課が、振興課でも、もともと表示にかかわる部分は振興課がやってたような気がするの で、そうなっていくんだと思いますけれども、食品衛生法にかかわる部分はもともと健康福 祉課がやってたと思うんですけども、それも振興課が担当することになるんでしょうか。ち ょっとそれをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(市原重光君) 市原町長。

○町長(市原 武君) まず、食品表示法の関係からお答えをしたいと思いますが、たしか、国の関係の出た通達か何かだったかと思いますけども、要は生産者、消費者に過度の負担はかけないという大前提があるようでございます。そのようなことで、過度の負担をかけないということでいたずらに説明会を開いて細かい資料もないのにこれをしなくちゃいけないというようなそういう心配を抱かせてはどうかということで、自分のほうも先ほど申し上げましたようにまだ政令内閣府令ができておらずに、どこまで何をやるか、誰に何をやらせるかというのがわからないまんま説明会でこういう法律ができたから、今度は表示が要りますよというおどかしだけになってしまうというのはいかがなものかというのがございまして、先ほど申し上げましたように生産者に過度の負担はかけない。

当然、大きい会社の食品会社についてはこういう義務づけは当然されてくるということでありますが、先ほど議員からもありましたような零細な生産者にそこまで過度の負担をかけるのはいかがなものかというものがあるというふうに伺っております。そのようなことから、ここで言えば、要は直売所でのことになりますけども、そうすると零細な生産者が主でございますので、この義務づけがそういうものにあるかどうかというのは今のところでは非常に微妙といいますか、先ほど議員もおっしゃられたようにもしかすると義務づけはないんではないかなということも考えられますが、まだはっきりしたことがわからないということで、私どもも説明会をすることができないということでございます。

いずれにしましても、早目に情報をつかまえてきちんとした情報を生産者の皆さんにお伝えして、できれば安心できる情報をお伝えしたいなというふうに思いますので、よろしくまたご指導をお願いをしたいと思います。

それから、集落営農のほうでございますけども、たまたま昨年1年間かかってほとんど地域に浸透できなかったということでありましたけども、結果的に国のほうで農地中間管理機構ということで、新しい制度が出てきたということで、まず今現在では、この新しい制度をいかに睦沢町の集落営農に結びつけるかというのが今一番最大の懸案事項というふうに捉え

ております。

そのようなことから、担当課ともいろいろ協議をしておりますが、稲刈り前までには、町の方針を決めてそれに後は、地域地域ごとに、そこから枝を伸ばしていってどういう形にするのかということを模索していっていただければいいのかなというふうに考えております。

そのようなことで、それこそ少ない財源でございますので、国・県の補助事業等を最大限 に活用しながらこの睦沢町に合った農業政策に持っていければと。

また、午前中からも出ておりますが、少子高齢化ということで町民の健康というものにも、 内分でよく言いますが、言っておるんですが、農業スポーツという言い方をする人もおりま す。ということで地域で農業をしながら、健康に役立つと、外に出ていって皆さんと一緒に 農作業をするということも、これから高齢化社会に向かっての、一つの健康を維持するとい うことでも重要な役割を占めてくるというふうに考えております。

そのようなことから、集落営農についても積極的に進めていきたいなというふうに考えて おります。

いずれにしても、最初にお話ありました既存の認定農業者あるいは法人等の貸しはがしということは絶対あってはならないと、逆にそうではなくてこの制度をうまく利用して既存のそういう団体あるいは個人にも、メリットのある方向に持っていければというふうに考えておりますんで、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(市原重光君) 田邉議員。

○1番(田邉明佳君) 別に何でもかんでも説明会をやれと言っているわけではないのですが、とりあえずこういう法律がありますよと、道の駅にお知らせするなり、そういうふうなことでもよかったんじゃないかと思うんですけども、いたずらに心配かけたくないと言っても施行されました、そしたら多分混乱はすると思うんですよ、おじいちゃん、おばあちゃんたちが、ある程度、小出しにならしていくのもよかったんじゃないかと思うんですけども、だから、心配かけなくないということですけども、余計な気使いだなと思いますけども。町は、できることできないことありますけども、頑張ってできるだけのことをするというか応援していきますよというそういった姿勢があれば別にそんな、それだけでいいと思うんですけども、別に説明会とか大仰なことしなくても。

それで、ちょっと聞き漏らしちゃったんですけども、衛生法にかかわる部分はご答弁いた だきましたっけ。

- 〇議長(市原重光君) 市原町長。
- ○町長(市原 武君) 町の、窓口の関係のことでございますけども、これにつきましては、 今現在ある法律を国では一本化してという話できておりますが、その中身はちょっと見えま せんので、現在では地域振興課を想定しておりますけども、その中身によりまして対応の仕 方をその都度検討していきたいというふうに思います。

なお、余分はご心配をかけたくないというようなことから、何もしないのはいかがなものかということでありましたので、この辺については今後十分に参考にさせてもらいたいと思います。どうもありがとうございました。

- ○議長(市原重光君) 何かありますか、あればいいですよどうぞ。
 田邉議員。
- ○1番(田邉明佳君) リバーサイドのときも、何かでき上がったら振興課に移って、もし健康福祉課からの担当してた部分を振興課に移すとなると、人員とは大丈夫なんでしょうか。
- 〇議長(市原重光君) 市原町長。
- ○町長(市原 武君) この栄養表示について、一本化、国が一本化してという話できてますんで、ただ今現在食品衛生とか何かっていいますと、健康福祉課のほうで要は保健所対応の関係、そこら辺ありますけども、そこら辺のところがどういうふうになってくるのかわからないということで、大変申しわけないんですが、そこら辺が明確になった段階で今と同じようにそういう部分、健康福祉課のほうでやる部分とあるいは地域振興課でやる部分というふうに分かれるかどうかについては、具体的な内容が見えてこないと町も対応の仕方がないと。先ほど申し上げましたように県についてもまだそこら辺は全く定まってない。やはり、まだ情報がそこまで出てないので、対応の仕方がわからないというのが実態でございます。そのようなことで、早目に情報をつかんで、そういう対処もしていきたいと思いますのでよろしくご指導お願いしたいと思います。

以上です。

○議長(市原重光君) これで、田邉明佳議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩といたします。

(午後 1時56分)

○議長(市原重光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第9、承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決 処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認 を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成26年3月31日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について緊急を要し、議会を招集するいとまがなかったため、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告しご承認をいただくものであります。

改正の主なものは、法人住民税、法人税割の税率の見直し、軽自動車税の標準税率の見直 し及び重課の導入、固定資産税の税負担軽減措置、災害復興支援のための税制上の措置等で あります。なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜わりますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(市原重光君) 齊藤税務住民課長。
- ○税務住民課長(齊藤賢治君) 命によりまして承認第1号のご説明をさせていただきます。

今回の条例改正は2条立てとなっております。2つの条例を一度に改正する内容となっております。第1条では、睦沢町税条例(昭和30年条例第34号)の一部を改正するものでありまして、第2条は昨年9月定例会で可決いただきました平成25年睦沢町税条例第23号、睦沢町税条例の一部を改正する条例の一部改正を行っております。大変お手数ですけども、議案審議資料の1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

このたびの改正の主な内容でございますが、1ページの黒丸で示してあります法人住民税 法人税割の見直し、軽自動車税の見直し、3つ目といたしましては主な税負担軽減措置とな ってございます。

1点目の本則34条の4、法人税割の税率ですが、国の地域間での税源の偏在性を正し、財政力格差の縮小を図るために、法人住民税法人税割の引き下げ部分を国税化いたしまして、新たに地方法人税を創設いたしまして、その税収は地方交付税の原資とされるようになりました。これにより、法人住民税法人税割の税率を現行の12.3%から9.7%に改正するものでございます。

これにつきましては、平成26年10月1日以降の開始する事業年度分から適用とさせていた だきます。

2点目の軽自動車税の見直しでございますが、本則第82条と附則第16条によって規定がされてございます。内容ですが、軽四輪車、小型特殊自動車等の標準税率が、来年平成27年4月1日以降に新たに車両番号を指定されたものから値上がりをいたします。

例えばですが、自家用乗用車、現在7,200円が1万800円の1.5倍になります。自家用貨物、いわゆる軽トラ、自家用軽トラでございますけども4,000円が5,000の1.25倍引き上げられます。そのほか、原付及び二輪車も最低が2,000円となり1.5倍の引き上げとなります。

次に、附則第16条の関係ですが、先ほどとは逆に古い車に対する課税の見直しということでありまして、クリーンで経済的なエネルギー社会を実現をする目的のために、平成28年4月1日から車歴が13年を超えたものの三輪以上の軽自動車に対しまして、おおむね20%重課がされます。

続きまして、固定資産税の関係でございますけど、主な税負担軽減措置の関係です。新たに加えられます附則10条の2の内容でございますけども、この条文は公共の危害防止のための各種施設の固定資産税の課税標準に特例を設けてあります。わがまち特例導入の法律改正がありまして、それに基づいた改正でございます。

第1項では汚水または廃液処理施設の価格は3分の1に、第2項は大気汚染防止法によります指定物質の排出抑制施設は価格の2分の1、第3項としまして土壌汚染対策法に係ります特定有害物質の排出抑制施設に対しましては2分の1、第4項ノンフロン製品への4分の3の特例措置を規定をしてございます。

このたび特例適用期限を迎えるに当たりまして、対象となります固定資産の内容の一部も 見直ししながら改正されましたわがまち特例を導入した上で、軽減適用期限を2年間延長い たすものでございます。

続きまして附則10条の3でございますが、改正耐震改修促進法という法によりまして、避

難路の通行障害となる耐震不適格の住宅だけではなくて不特定多数の人が利用する大規模な建物、例えば病院、店舗、旅館などは国の補助を受けて耐震改修を実施したものは、工事完了の年の翌年から2年度分が申請によりまして税額を2分の1に減額がされるという規定になっております。

そのほかは、関係法令の改正に伴う条項等の整備であります。

続きまして、第2条でございますけども、昨年9月に改正されました睦沢町税条例の一部を改正する条例の一部改正、先ほど申しましたが法律改正に伴います規定の整備、字句の改正となっております。また、附則につきましては、今回改正されました各条文に係ります施行期日並びに経過措置についての規定となっております。

以上、承認第1号、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の主な内容の説明をさせていた だきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番(市原時夫君) この軽自動車税見直しの問題ですが、例えばクリーン化を進める観点からってありますけれども、車を大事に使ってる方に、重課をというのはどうもクリーンクリーン言うたって理由がよくわからないだけどね。そんなにそれで汚してるのかと。

それから、もう1つ、1.5倍とかもめちゃくちゃに上がるような感じする、この理由は何なんですか、50%も上げるというのは。

- ○議長(市原重光君) 齊藤税務住民課長。どうぞ。
- 〇税務住民課長(齊藤賢治君) それでは、命によりましてお答えさせていただきます。

重課及び今回の値上げということに関します理由でございますけども、国のほうで地方財政審議会というところの国の機関がありまして、これまで最近の軽自動車の性能また住環境及び台数が非常に多くなっておりまして、環境に与える負荷についても小型自動車と大分近づいておると、自動車税につきましても、1,000 c c 以下は2万9,500円、2,000 c c ですと3万9,500円と、ランク、サイズによって違いますけども、軽と小型自動車の余りにも間の格差があるんではないかというような判断、そういったものから残念でございますけども、環境負荷及び小型自動車との状況を考慮した中で上げざるを得ないというような方針でこのような法改正になったということでございます。よろしくお願いします。

- 〇議長(市原重光君) 市原時夫議員。
- ○10番(市原時夫君) 全く納得できるような理由でなくて、導入すると。これ結果的に何がったらね、1つはクリーン化を進める云々というのはこれは車をつくってる会社はもうかりますよこれそうすれば、そういうたださえもうかってる会社をこういうふうにして、脇から買わせよ買わせよっていう、そういう流れにしか見えませんよこれ。

それから、例えば軽トラの問題でね、都市部みたいに車利用しなくても何らか移動できたり、仕事に差し支えないところについてはこれだって関係ないかもしれないけれども、過疎に行けば行くほど、どうしても車が必要になればなるほどのところには非常に負担になるという意味ではね、一見公平そうに見えたって現在のような公共機関の格差がある中ではね、非常に私は不公平な税制だし、それからこのことによって国のほうは地方交付税部分は減らせるわけですよ。その分を住民負担にさせるというのが見え見えのこれ税じゃないですか、何ら本当に妥当なものではない。格差があるんだったら下に合わせろといいたいぐらいの話なんですよ。いいんですか、それで残念だって残念な話じゃないんだけど、おかしいじゃないかって私はね。

- **〇議長(市原重光君)** 齊藤税務住民課長。
- ○税務住民課長(齊藤賢治君) 一部言葉に誤りがございまして、まことに申しわけございません。町の財源ではほかに自動車取得税というものがございまして、こちらのほうもだんだん下がっておりまして、最終的には27年10月になくなるというようなことで町の財政の立場としても非常に車に係ります町税への減がありまして、私ども税金を預かる側としますと一方的になくなっていくだけでなく、このたび市原議員さんおっしゃいますけども、不便な田舎の不便な日常生活の足だというような観点は、皆さんお持ちであると思います。しかしながら、軽自動車の規格とか環境問題、そういったことからこのような体制になるということでございます。よろしくご理解のほうお願いいたします。
- ○議長(市原重光君) ほかに、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(市原重光君) 挙手多数です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第10、承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決 処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成26年3月31日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について緊急を要し、議会を招集するいとまがなかったため3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告しご承認をいただくものであります。

改正の主なものは国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、軽減措置に係る軽減安定所得 の算定方法の変更であります。なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜わりますようお願いを申し上げます。

- **〇議長(市原重光君)** 齊藤税務住民課長。
- ○税務住民課長(齊藤賢治君) 命によりましてご説明をさせていただきます。

議案審議資料の31ページ、まことに恐縮ですがお開きを願います。31ページでございます。 国民健康保険税につきましては、今般、課税限度額の見直しと低所得者への軽減措置の拡 充が行われたところでございます。賦課限度額は平成23年度に引き上げられて以来据え置か れておりましたが、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額の賦課限度額を12万円から14万円にそれぞれ2万円ずつ引き上げをさせていただくものでございます。

これによりまして、基礎分51万円とあわせますと年間の限度額、全体額が81万円になります。また、軽減措置の拡充はこのたび5割軽減と2割軽減について行われるものでございまして、平成10年以来の改正となります。今回の改正は5割軽減の算出におきまして、被保険者数に世帯主も含むことといたしました。また、2割軽減の計算式において被保険者1人当たりの所得額が10万円引き上げられ、低所得者層の軽減措置の拡大を図っております。

以上、承認第2号のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

- ○10番(市原時夫君) 51万から81万ってすごいと思うんですけど、これはあれですか、地方税法の改正による算定式をそのまま当てはめると、町独自でここにいろいろ操作はなかったと、そのまま当てはめた、だから時間がなかったということですか。
- 〇議長(市原重光君) 齊藤税務住民課長。
- ○税務住民課長(齊藤賢治君) そのとおりでございます。町での特別な、この額と違う限度額については、今まで別な金額は設定しておりませんでした。
- ○議長(市原重光君) ほかに、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める ことについては、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(市原重光君) 挙手多数です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第11、議案第1号 睦沢町健幸のまちづくり基本条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻牛書記朗読)

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第1号 睦沢町健幸のまちづくり基本条例の制定について、提案 理由のご説明を申し上げます。

本条例の制定に当たっては、睦沢町第2次総合計画後期基本計画において、農業、子育て、健康、そして共同防災と4つの重点施策を掲げておりますが、この中の健康については今後の高齢化の進行による医療費、介護保険給付費の増大は避けられず、今後確実に町の財政を圧迫することは予想されることから、要介護にならないよう健康なお年寄りをふやすことはこれからのまちづくりに欠かせない視点としております。

この重点施策に掲げた健康を実践するために、本条例を制定し推進するものでございます。 なお、本条例の提案理由については、条例中の全文に掲げたとおりでございますので、全文 を朗読させていただきます。

住みなれた地域で、健やかで幸せに暮らし続けること。それが、私たち睦沢町民の願いです。

近年、少子高齢社会・人口減少社会の進行により、私たちを取り巻く環境は大きく変化してきました。

そのような状況においては、私たちが健康であり続けることや地域活力の維持・向上が重要です。

健康は、一人一人の取り組みによる成果であり、歩くことを基本とするたゆまぬ努力によるものです。そして、健康であり続けることは、個人としての幸せであるとともに、これか

らの社会を支えるための大きな力となり得るものです。

そのためには、今まで以上に、町民、地域、町がともに協働して、地域社会全体の取り組みとして施策を構築し、推進していかなければなりません。

そこで、私たちは、健やかで幸せに暮らし続けたいという、私たちの願いを「健幸」としてあらわし、その「健幸」に基づき、これからのまちづくりを行うために、基本理念を明らかにします。また、地域社会全体が協働し施策に取り組み、先人から受け継がれたこの町を、これまで以上に住みよい町にして次代に引く継ぐために、私たちが健幸でいることができる町「健幸のまち・むつざわ」の実現を目指して、この条例を制定します。

とありますように町民や地域コミュニティなどと行政が一丸となって、健幸のまちづくり を推進できるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当主幹に説明をさせます。よろしくご審議の上、ご承認賜 わりますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(市原重光君) 鈴木政策企画担当主幹。
- ○総務課政策企画担当主幹(鈴木政信君) 命によりまして、ご説明させていただきます。

はじめに、条文の前に記載されております前文でございますが、この前文とは本則の前に置かれ、その条例制定の由来、趣旨、基本原理、制定者の決意などを述べたものになります。 また、本条例の前文では、条例制定の目的を明らかにして条例が目指している理想を宣言させていただいております。

今後、ますます進む少子高齢社会、人口減少社会では高齢者がお互いに支え合うことが必要になってまいります。その支え合いの源として健幸が果たす役割は重要であるとして、これからの高齢社会の中において、多様で個性豊かな地域社会を実現するという時代的な要請に応えていくために、全ての町民による英知の集結や役割分担に基づいて、それぞれがお互いの役割を果たし、協力することが欠かせないものとなってまいります。健やかで幸せに暮らし続けたいという私たちの願いをこれからのまちづくりの中核に位置づけ、健幸のまち・むつざわの実現に努めることが本町のあるべき姿として、全ての町民が共有すべき考え方や仕組みを条例として定めるものが健幸のまちづくり基本条例でございます。

次に、条文についてのご説明をさせていただきます。

第1条、目的では健幸のまちづくり基本条例の目的及び目的達成の手法を簡潔に述べております。町民が健康で幸せに生活することができるまちづくりとは、前文の第1段落目にございます住みなれた地域でと、健やかに幸せに暮らし続けることできるまちづくりを指して

おります。

第2条は、この条例を解釈する上での共通認識を持つために重要な用語の意味を明らかに するために設けたものでございます。

第1号の健幸とは、町民一人一人が健康で生涯にわたり心を豊かに安心して生活できる状態をいい、個々の人々の心身的状態と区別するために、家康の康ではなく幸せを用いております。

第2号の町民とは、行政が行うさまざまな活動に町内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また町民活動団体やそこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く町民とさせていただいております。

第3号の地域コミュニティですが、町内の区組織及び町が認める団体としているのは、区に限らずボランティア団体などを広義に捉えて、地域コミュニティとさせていただいております。

第4号の事業者等でございますが、町内に事業所を置き、事業活動その他の活動を行うものとして、睦沢町に事務所、事業所を有し、営利、非営利を問わずに一定の目的を持って継続的に経済活動を行う企業や法人を指しております。

第3条では、基本理念として町民が主体になりながら協働することを定めております。

第1号においては、本人が健幸であることは家族に安心を与え、その家族を取り巻く人々、 すなわち地域社会へも安心を広めるとともに、医療費や介護給付費の抑制にも波及して全町 民の負担軽減の効果につながることを期待するものでございます。

第2号では、町民、地域コミュニティ、事業者等及び町が協働しながら健幸のまちづくり を進めていくということでございます。

第4条から7条までは町民、地域コミュニティ、事業者等そして町の役割をそれぞれ規定 しています。

第4条の町民の役割でございますけども、第2条に定める町民全てに健幸づくりの担い手であるという自覚を持っていただきまして、健幸づくりは自己決定、自己責任の考え方が基本になりますが、健幸のまちづくりへの参加に当たっては町民もみずからの発言や行動に責任を持つ必要がございます。そこで法的な義務として強制するものではございませんけども、みずからの意思に基づいて主体的に参加することを役割として定めさせていただきました。

第5条になりますが、これからの少子高齢社会、人口減少社会では地域コミュニティも健幸のまちづくりの担い手であることを認識し、主体的に取り組んでいただくことを期待して、

役割として定めております。

第6条では、地域社会の構成員である事業者等にも広域的に対処しなければならない課題 や共通する課題等に対応していただくためにも、町との連携及び協力を期待し役割として定 めております。

第7条、町の役割でございますが、第1項では、町はこの条例の考え方に基づいて、健幸のまちづくりを推進するものとしております。

第2項では、町は、健幸のまちづくりの理念に従い、まちづくりが総合政策的に推進されるように定めております。

第8条では、町の行政域を超えて広域的に対処しなければならない課題や共通する課題に 対応するために、国・県、地方公共団体及び研究機関事業者等とも連携することを定めてお ります。

次の第9条には、計画の策定に関すること、10条には、計画の基本方針に関することを規 定させていただきました。なお、この計画につきましては、昨年度地域再生と合わせた健幸 のまちづくり計画を策定させていただいているところでございます。

第9条第1項には健幸のまちづくりの推進のためには、具現化された計画が必要であり、 その計画策定に当たっては本条例で規定している健幸のまちづくりの基本理念に沿って策定 するとしております。

第2項は、3条の基本理念の中でも行政への町民参加、協働を規定していることから基本 計画の策定における町民との協働について定めております。

第10条でございます、健幸のまちづくりに関する計画を策定するに当たっての視点を定めております。

第1号には、健幸のまちづくりを行うに当たっては、地域の再生として地域活力の維持向上が可能となるような先進予防型社会の実現に向けて、地域資源を最大限に活用し地域の再生と健幸づくりを一体化した計画とすることにしております。

第2号では、病気を予防するための社会の確立を目指しております。

第3号では、歩くことは健幸の源であり、マイカーに依存した社会から自然と歩きたくなる町を創出することによって、町民一人一人が生きがいを持ち、家族や地域との触れ合いやきずなを通して心豊かにゆとりある暮らしの実現を目指しております。

第4号では、健幸の重要性は個人にとってのみならず、社会に対しても貢献につながることを幅広い年齢層に理解していただき、健幸に対する意識の醸成と健幸づくりを担う人材の

育成を目指しております。

第11条の委員会でございますが、第1項で町民が主体となって健幸のまちづくりを協議推進する場として、委員会を設置することができることを定めております。この委員会については、既に住民との協働による地域再生健幸のまちづくり実行委員会が設置されておるところでございます。

第2項では、前項の委員会の協議内容について定めております。

第12条では、この条例の施行に関し、必要となる事項等を町長が規則、要綱等で別に定められるように設けさせていただきました。

最後に附則として、この条例は、公布の日から施行するとさせていただいております。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番(市原時夫君) 前段の趣旨はいいんですがね、今説明者も気づいているから言ったと思うんだけど、第4条、5条、6条について町民の自主的なものでありますがという形で、これ矛盾しているからちょっと本人は気づいてるから言ったんだと思うんだけど、大体、町民が、町が実施する施策について理解しなきゃいけないんですか。関心を深めなきゃいけないのかな。みずから主体的に取り組むように努めなければいけないのかという、これ義務的な、ものを町民に押しつけるような条例は全くおかしいんですよこれ。5もそうです。6もそうです。

こういうふうな、だから説明のときに自主的なものではありますがと言ったけど、実際は その説明ではなくて、この条文自身が進むんですよ。だから健幸については、協働というこ とについて勘違いしているじゃないですか。町がいろいろやったことについて、住民は黙っ て理解しなさいというものが協働だと思っているからこういう文書が出るんじゃないんです か、違うんですか。これはまたおかしいですよ。こんなもんやってしまったら、町民は町が 実施する施策について文句言えないということですよ。これ全然おかしいよ。

直すんなら、町民はじゃなくて、主体を町にすればいいんですよ。町は何とかで、町民が みずから主体的にと言われるとか、町は地域コミュニティの人がやれるように、町はってや ればいいんですよ。それをおまえらはやれよと、俺たちがつくった施策について理解しろ、 理解しろっていうのは、このことについて、わかってくれよと、私はその政策については違うと思いますよということを許さないということにつながるものでしょこれ。だから、論理的におかしいんだよこれ、やっぱし、そうじゃないですか。

- 〇議長(市原重光君) 鈴木政策企画担当主幹。
- ○総務課政策企画担当主幹(鈴木政信君) ただいまのご指摘でございますが、私どもそういう見方でつくったものではございませんで、あくまでも住民の主体性に任せて協力していただくということの観点でこういうことにさせていただいておるものでございます。読み方については、取り方がちょっとお互いに違ったというとこもあるかもしれませんけども、私どもの考え方としてはあくまでも住民が主体ということで、主体性を持ってということで、町に協力してくださいという観点でつくってあるものでございます。
- 〇議長(市原重光君) 市原時夫議員。
- ○10番(市原時夫君) 私の日本語の理解がおかしいということかな。これじゃいろんな人に聞いてみてくださいよこれは。町民はですよ、主語は、町民は、最後は努めるものとするということですよ。何をだったら、町が実施する施策ですよ。どのようにっていうのは理解を深める。理解というのは町のさまざまなものについて、わかってくださいと、その施策については私は異議ありますということは認めないというのと同じことなんですよ。

これは、だからつくった方の本心は違ったとしても文章としては、そういうふうになるんじゃないんですか、日本語として。だから、ここの町民はというところを町はにして、ちょっとそこのところを変えればいいんですよ。これはもう、じゃ学校行って聞いてくださいよこれ、そしたら。どこの学校でもいいよ。これは自主的なものですか、町民は云々で町民はみずから主体的に取り組むよう努めるものにするですよこれは。それは理解、施設についての理解や関心についてですよ。だから、これもっと進んでいるんですよ、町民は、主体的に町がやった施策について取り組みなさいと、有無を言わせないという状況じゃない。だから、文章としておかしいということ言ってるんですよ。

そこは、訂正をされたらいかがですかと、せっかくいい前文のことがあるんだから、この 文章自体がだってひとり歩きするんだから。おかしいでしょ、だってそれは、誰が読んだっ てこれは、町民はなんだから、主体が町民はにしているからおかしいんだよ。

- 〇議長(市原重光君) 市原町長。
- **〇町長(市原 武君)** これにつきましては、努力目標を条例にするという観点から町民に、 健康管理について努力を求めるという意味からこのような形にさせてもらってございますん

でよろしくご理解をお願いしたいと思います。

- 〇議長(市原重光君) 市原時夫議員。
- ○10番(市原時夫君) 努力目標とかって、そんな話書いてないでしょ、大体。町民の役割だよ、町民は何をするかっていうことについて言ってるということなんですよ。だから、これがいいんですよ、私は全体をいいって言ってるの、ただ、そういうふうにこんなふうにやってしまうと、押しつけるようなもんになっちゃうんですよ。そこは直したほうがいいって、思いますよ、私は。
- 〇議長(市原重光君) 市原町長。
- ○町長(市原 武君) 町民に、みずからの健幸をしてくださいということでございますので、 そういった意味では無理やり強制をするというものではなくて、みずから健幸にということ の解釈ということで考えておりますんでよろしくお願いしたいと思います。 以上です。
- 〇議長(市原重光君) 市原時夫議員。
- ○10番(市原時夫君) 解釈の問題じゃないでしょ、だって町が実施する施策についてだから、それは。これ逃げられないんだよ、この文章からいったら、幾らやったって解釈の問題じゃないですよ。町が実施する施策だから、町がする施策は何かということだって、わからないんだから、それについて実質上、町民は役割としてやんなきゃいけないということでしょ、これはどうやったって読み違いがない話なんですよこれ。

幾らそれで、後からいや実はこういうことだったってこの文章がひとり歩きするんだからって言ってる。私は別に反対と言ってるんじゃないんだよ。この書き方がおかしいんだから、例えば、そこのとこはちょっと検討しますいうんならいいんだよ別に、ちょっとこれはどう説明したってならないよ。

O議長(市原重光君) ちょっとかみ合いませんから、ここで暫時休憩といたします。 開会はブザーでお知らせいたします。

(午後 2時52分)

〇議長(市原重光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時06分)

〇議長(市原重光君) 市原町長。

○町長(市原 武君) 先ほど、市原議員からご指摘がございましたように、第4条、第5条、第6条に一部に誤植、ミスプリントがございましたので、ご訂正をしていただきたいと思います。

まず、第4条でございますが、「町民は、基本理念に基づく健幸のまちづくりについて」 その次の「町が実施する施策について」これを削っていただきたいと思います。「町が実施 する施設について」を削る。ということで、健幸のまちづくりについて、理解及び関心を深 め、うんぬんというふうになります。

それから、第5条でございますが、一番下の列ですが、その前に「地域の特色を生かして 取り組み」となってますが、「取り組む」、ずっと続きまして、「よう努めるものとす る。」ということで、「み、町が実施する施策についても協力する」これを削っていただき たいと思います。「み」が「む」になりますけども、「町が実施する施策についても協力す る」を削っていただきたいと思います。

次に、第6条ですが、同じような訂正になります。上から1、2、3行目、「みずから積極的に取り組み」とございますが、その後の「町が実施する施策についても協力する」これを削っていただきたいと思います。「町が実施する施策についても協力する」を削る。したがいまして、「みずから積極的に取り組むよう努めるものとする。」ということで、ミスプリがありましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。

ご指摘ありがとうございました。

○議長(市原重光君) 今町長のほうから誤植ということで説明がありましたので、これで市原時夫議員さん、これでよろしいですか。

ほかに、質疑ありませんか。

- 〇議長(市原重光君) 今関澄男議員。
- ○5番(今関澄男君) 本件につきましては、平成26年2月18日の議員全体協議会の中で議案 として提出されました。本町の地域再生健幸のまちづくり計画をより具現化するための条例 というふうに理解をいたします。

その中で11条の委員会につきまして、ご質問したいと思いますが、先の計画によりますと、 委員会名がいろいろ出てきます。推進委員会を6回を行ってこの計画の内容を検討した。それらのものに検討を加えるために計画策定委員会を組織して策定を行いました。そして、先ほどの説明では、実行委員会をこの4月と聞いておりますけれども、設立してこの推進をするんだと、こういう形で聞いておりますけれども、委員会のいっぱい出てきますから、この 委員会の今回推進する委員会という形で明確に条文はなっておりますけれども、公募による 委員会、もう五、六十名随分ふえたというような話も聞いておりますけれども、その辺の委 員会の定義をね、きちっとちょっともう一度確認をさせていただきたいいうふうに思います。 定義といいますか、この委員会は何を指すのかね。よろしくお願いします。

- 〇議長(市原重光君) 鈴木政策企画担当主幹。
- ○総務課政策企画担当主幹(鈴木政信君) 今のご質問ですけども、11号の委員会でございますが、健幸のまちづくりを円滑に推進するため委員会を設置することができる規定でございますけども、これについては、もう既に委員会、地域再生・健幸のまちづくり実行委員会ということで推進をするということで進めておりますが、そちらのほうがこれに当たるということになります。

計画の策定委員会は、その前に終わってしまっているものでございますけども、その前の10条のほうで、失礼しました9条ですね、計画の策定等のところで2項のほうで、計画を策定する場合には、地域コミュニティ、町民地域コミュニティ及び事業者等の意見を十分に反映するよう努めるものとするということで、これを受けまして公募によった委員会をつくって計画を作成したものでございます。

11条につきましては、その推進をするということでございますので、その推進を行うのに 実行委員会を立ち上げたということでございます。その推進委員会では、2項にありますよ うに地域再生と健幸のまちづくりのあり方、それと施策の推進に関する協議を行うものとし て、広く捉えておりますけども、その中でいろいろなことを決めていったり、進めていった り、推進するということで考えております。

以上です。

- ○議長(市原重光君) 今関澄男議員。
- ○5番(今関澄男君) したがいましてね、その実行委員会なるものが設立されている、この委員会でもってこれを推進するんだということなんですけれども、ちょっと概要が公募によってやったなんて聞いているんだけども、ちょっとどういう、何か広報とかそういったことで我々内容理解ができればいいんだけども、ちょっとねどういう委員会なのか、何人ぐらいいるのか、どういうメンバーなのかというちょっと見えないんでちょっと質問したわけなんです。その辺、ちょっと教えていただきたいと思います。
- 〇議長(市原重光君) 鈴木政策企画担当主幹。
- 〇総務課政策企画担当主幹(鈴木政信君) 大変、失礼しました。地域再生・健幸のまちづく

り実行委員会でございますが、これは設置の目的が、地域再生・健幸のまちづくり計画に基づきその計画の実施に向けた推進を行うことを目的に設置したものでございます。

また、この委員の組織でございますけども、委員会は委員の60人以内をもって組織するということで、健康にかかわる団体、健康づくり推進協議会あるいは健康栄養推進員協議会、 ふれあいスポーツクラブ等から若干人の委員を出してもらっております。

また、それと別に、学識経験とか、民間団体、要するに住民提案型の団体とか、そういうものも含めて民間団体等の委員も15人以内で求めております。町民公募は20人以内ということでなっております。実際には、10人以内で広報では求めたんでございますが、10人を公募したところ19名の申し込みがありまして、それによりまして、せっかく申し込んでくれた人を落としてしまうのはいけないということで、19人全員を公募参加ということにさせてもらって、それに合わせて要綱も直させていただいたということでございます。最終的には60名以内ということなんですけども、全部で57名ということになっております。

それと、ここの委員会で行うことについては、57名全員で一度に協議をしてもなかなか進まないということで、健幸のまちづくり計画で定めております内容について、それぞれ部会をつくって、グループをつくって協議をしてもらっているということでございます。ちなみにその内容としましては、上市場の再生グループ、それと健康増進グループ、これは総合運動公園を核とした健康増進、あるいは健康歩行コースのことでございます。それと里山再生グループというこの3つのグループでそれぞれに検討してもらって、最終的に全員で協議をしてそれを推進していくという形でございます。

以上です。

〇議長(市原重光君) ほかに。

田中憲一議員。

- ○2番(田中憲一君) ちょっと細かいことをお聞きしたいんですけれども、本条例の要は例 規集の中の何章何節に含まれる条例なのかと、大分幅広いことを唱えている条例なので、そ こら辺ちょっと細かいんですけどもお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。
- 〇議長(市原重光君) 髙橋総務課長。
- ○総務課長(高橋正一君) 例規に掲載するときは、やはり専門である行政とも話し合った中で掲載させていただいているんですが、今私のほうでここではなかろうかというふうに考えておりますのは、第3編の住民生活というところ、執行機関の中の住民生活というところがあるんですが、その辺に、第7節住民生活、住民施設というようなところに入ってくるんじ

ゃないかなというふうに考えるところです。

- 〇議長(市原重光君) 田中議員。
- ○2番(田中憲一君) ありがとうございます。

内容が大分幅広いことを多分唱えている条例になると思うので、そこら辺の入る場所によってもちょっと意味合いが変わってくるのかと思うので、十分精査した中でお願いしたいと思います。ありがとうございました。

- 〇議長(市原重光君) 市原町長。
- 〇町長(市原 武君) いろいろご指摘ありがとうございます。

先ほど、総務課長から話がありましたように行政の専門家とよく協議をしまして、うちの ほうの考えていることがきちんと反映できるようにしたいと思います。どうもありがとうご ざいました。

○議長(市原重光君) ほかに。ありませんね。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) それでは、ここで採決を行います。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町健幸のまちづくり基本条例の制定については、原案のとおり決定する ことに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(市原重光君) 日程第12、議案第2号 睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第2号 睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、大規模災害時においては、自衛隊が災害派遣をされること となりますことから、有事の際の自衛隊との連携がスムーズにいくよう防災会議に陸上自衛 隊の自衛官を委員としてお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜わりますようお願いを申し上げます。

なお、今年度から女性の視点から防災に対して提言いただくために防災訓練などにご協力 をいただいております。日本赤十字睦沢地域奉仕団に委員の委嘱依頼をしておりますので、 ご報告をいたします。

以上です。

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

- **〇10番(市原時夫君)** この予定されている方というのは、これは防災の専門家なんですか。 どういう方を予定してるんです。
- 〇議長(市原重光君) 髙橋総務課長。
- ○総務課長(高橋正一君) 現在、推選予定を自衛隊のほうに聞いておりますが、現在のところ陸上自衛隊下志津駐屯地の高射教導隊第2高射中隊長さんが出席してくださるようなお話をいただいております。この第2高射中隊の範囲でございますけども、長生郡市の全て見ている隊でございます。
- 〇議長(市原重光君) 市原時夫議員。
- ○10番(市原時夫君) 高射って、何だっけ、高射砲。自衛隊の隊員の皆さんにはさまざまな災害の際に本当に危険な作業を含めて、大きな力を発揮していただいておりまして、そういう点では私は敬意を表するものであります。ただ、この防災会議条例で見ますと、いわゆる主なものは睦沢町の地域防災計画の作成と実施推進ということであります。自衛隊は組織

として参加する場合は、こうした計画に基づいて災害時の派遣によるさまざまな対応という ふうになっておりまして、こうした計画とは直接かかわっていないのが今までの実例ではな いかと思うのですが、その点はどうなのかということと。

それから、基本は私はここに載ってますけれども、消防力ですね、特に専門の消防力を強めるということが防災の基本だし、それから、ここにあるように町の関係する人々の具体的な実例にもってつくるということでありますから、私はあえて、こうした自衛隊の方に煩わせて、やる必要はないと。

それから、自衛隊の出動は町がやるわけでありませんよね、県を通じてやるわけで、どこがどう出るかというのは、それは県と国の仕事でありますから、そこが指示するわけですから、計画に直接じゃかかわってくるかどうかというのは、断定はできないというふうに思うんですけど、どうでしょう。

〇議長(市原重光君) 髙橋総務課長。

○総務課長(高橋正一君) 現在、町の防災計画上では、自衛隊災害派遣要請計画というところがございまして、その中にいろいろ定義してございます自衛隊さんに協力をいただくことがございます。そのようなことから、本計画を立てるときにも自衛隊の指示をなされる方が、防災会議のメンバーに入っていていただけますと、大災害時スムーズな連携がとれるのではないかと、災害時における自衛隊への派遣要請が行えるというふうに考えることから、行われるものでございます。

なお、県が行う、決定するということに原則なっておりますけども、自衛隊を派遣要請する場合に、町長が知事に文書で依頼する。緊急を要する場合は電話等でもいいことになっております。

それと、知事に依頼するいとまがないとき、また通信手段が切れてしまって依頼ができないとき、そういったときには直接最寄りの駐屯地司令等にも職にある部隊の長に通報して依頼ができることになっております。ただし、逆に、災害において特に緊急を要し要請を待ついとまがないときも自衛隊は現在のところ派遣することができるというふうな現在形になっております。

そういったことから、そういったものも全て意思を疎通がとれるように、満を持してこういったところにも入っていただいたらよろしいんではないかなということで、今回提案をさせていただいております。

以上です。

○議長(市原重光君) ほかに、質疑ありませんか。
今関澄男議員。

○5番(今関澄男君) 防災会議につきましては、いずれにしましても防災計画の作成なり、また実施、推進、そして町長の諮問に対する重要事項の審議と、こういう形で早ければ机上計画が中心になります。その場合、いざ災害発生の場合は災害対策本部または現地災害対策本部というのが結成されまして、そこでもっていろいろと判断をしてその現場は対応する。こういう形になっております。

したがいまして、この防災会議のメンバーにつきましては、この自衛隊の方も含めて災害 発生時にどういう対策本部の位置づけになっていくのか、それを一つ教えていただきたいな というふうに思います。

実は、ことし2月ごろ私ども長生郡内の議員有志でもって静岡県小山町に視察行きました。 これ富士山の麓にあるところですが、そこでは自衛官のOB、OBといいますか自衛隊の経 験された方が地域防災課の審議官みたいな形でしておりまして、集中ゲリラ豪雨のときのい ち早く判断をして、対応したというようなこと。

それから、自衛隊派遣、これらにつきましてもその方が中心となって判断をした。こうい うことを伺っております。

したがいまして、下志津いわゆる現役の自衛官がこちらの現場に来るということは大変な ことなんですけども、その辺の臨機応変な対応というのが、果たしてとれるのかどうか、こ れを一つお伺いしたいというふうに思います。

それからよく、もう1点お願いしたんですが、この防災会議の委員の構成であります。警察官から始まって、区長から大勢おりますけれども、その中で、やはりもう話出ておりますが、議会関係が、いわゆる議員関係の委員は全くいない。兼務されてる方は別といたしましてですね。いわゆる議員立場の、いざ災害発生の場合は後方支援、公報・情報の確認、それをもって対策本部との連携をとる。こういう形になろうかと思うんですけども、その辺の位置づけを、やはり防災会議の中である面、計画策定時から管理して入っていませんと、なかなか全体連携がとれないんじゃないかという懸念の話も実は出ておりますので、その辺についてのお考えがあればお願いしたいなというふうに思います。

- 〇議長(市原重光君) 髙橋総務課長。
- ○総務課長(髙橋正一君) まず、自衛隊につきましては、災害対策本部の中には入りません。 そして、派遣要請に基づいて自衛隊に行ってもらうことができるものとして、まず、大規模

災害が起きた場合ですから、被害状況の把握、この場合は航空機を手段に使ったり、ヘリコプター等を使って情報収集活動を行うと、そして、避難時の援助、避難者の誘導、輸送等の 避難援助を行うことが1つと。

そのほかに、遭難者等の捜索救助、行方不明者等を探していただくというものも仕事の一つになっております。

そのほかに、水防活動では、堤防護岸等の決壊に対して土のうまたそういったものに使う 運搬、資材の運搬等も自衛隊で行うことができる。消防活動では、火災に対しては消防車、 その他空中消火気が必要な場合は航空機による消火、そういったものもお手伝いできると。

そのほかにも道路または水路、そういったものが決壊した場合、それらの決壊して何かい ろんなものがあった場合、それを取り除く、そういったもの等も実施していただけるという ことでございます。

そのほかにも、応急医療、救護、防疫そういったものにも自衛隊が手伝ってくださると、 まだまだいっぱいございまして、人員及び物資の緊急輸送というようなものもございます。 そのほか、炊飯及び給水また物資の無償貸し付けまたは譲与、危険物の保安及び除去、その 他というふうなものになっております。

いずれにしましても、派遣要請する際には、それらどういったものを希望するのか、そういったものも決めた中で町長は知事に派遣要請をかけることになっております。

次に、議員がいないというお話がございました。こちらにつきましては、これははっきりは私からも申し上げる分にはどうかなとは思うんですが、防災会議につきましては、町長からの諮問機関でもございます。そのようなことから、町は執行機関、議会の議員さんにつきましては、議決審査機関という関係がございますので、そういったことから今は今まで入ってなかったんではなかろうかというふうに想定します。

しかし、他県の例を見ますと入っているところもごく少数ですけどもございます。そういったことを総合的に考えてみますと、その中に入る、入らいないは別として、防災会議、いわゆる町と議会の横のつながりはそういったものが発生した場合は密にしながら調整を図っていく必要があるんじゃないかなというふう考えます。

以上です。

- 〇議長(市原重光君) 今関澄男議員。
- ○5番(今関澄男君) 自衛隊の役割というのは、非常に幅広いとこういうことをお伺いいた しました。委員として自衛隊の方が、いればそれだけなお詳細な防災計画が可能だと、こう

いうふうに理解をいたします。あわせまして、議員の対応につきましても、防災計画の中に 位置づけをやはり明確に出しておいたほうが私はいいんではないかというふうに思いますけ れども、その辺はいかがでしょうか。防災計画の中に議員の位置づけ、議員の災害時の職務 ですね。

○議長(市原重光君) 今関議員、議会のあり方については当局はお答えできませんそうです。 後でこの辺については、議会でも検討してみたらどうでしょうか。よろしいですか。

ほかに、質疑ありませんか。

荻野議員。

- ○11番(荻野新衞君) 2名お願いするということだけども、どういうクラスというんですか、肩書だね、単純にいうと上中下あるけどこっちからこうお願いするのか、それともただ一方的に適任者お願いしますでやるのか、その辺のところ答えはわかってるけどさ。
- 〇議長(市原重光君) 髙橋総務課長。
- ○総務課長(高橋正一君) どのクラスかというのは、恐らく指揮可能な方だと思うんですけども、現在聞いてますのは先ほど申し上げました第2高射中隊長という方が予定しているということでございます。
- 〇議長(市原重光君) 荻野議員。
- **〇11番(荻野新衞君)** 中隊長ってことでこっちはお願いする、要するに頼むと向こうから この辺ですよと、もう1人はどうなるの、やっぱり。
- 〇議長(市原重光君) 髙橋総務課長。
- ○総務課長(高橋正一君) 2名以内となっておりますので、とりあえず1名をお願いしたいと。こちらから指名しているものではなくて、やはり自衛隊のほうもこういった業務はこのクラスの人というふうな決まりがあるようでして、今回お話いただいたのが中隊長さんということでございます。
- ○議長(市原重光君) 質疑、ほかにありませんね。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) それでは、ここで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(市原重光君) 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

O議長(市原重光君) 日程第13、議案第3号 町道路線の認定についてを議題といたします。 職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明を求めます。

市原町長。

〇町長(市原 武君) 議案第3号 町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、認定いたします町道1767号線の起点は川島字台町1884番16地先、終点は同所1884番4地先、幅員3.5メートルから7.3メートル、延長は109.9メートルになります。町道1768号線の起点は川島字台町1884番21地先、終点は同所1884番39地先、幅員3.4メートルから6.1メートル、延長は77.8メートルになります。

次に、町道1769号線ですが、本路線は土地改良事業の換地処分では用悪水路として登記されておりましたが、当時から現況は道路として利用されており、地目に誤りがあり、町道認定から漏れておりましたので、今回町道認定するものであります。起点は岩井字根崎145番地先、終点は同所147番1地先、幅員3.3メートルから3.5メートル、延長は56.4メートルになります。

よろしくご審議の上、ご承認賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

- **〇10番(市原時夫君)** この川島のほうですけど、1767と68ですけど、これはここにかかわる世帯は何世帯あるんですか。
- 〇議長(市原重光君) 田邉担当主幹。
- ○地域整備担当主幹(田邉浩一君) 大変申しわけありませんけども、ちょっと世帯数の確認 までは現在しておりませんので、後ほど世帯数を確認させていただきたいと思います。
- ○議長(市原重光君) ほかに、質疑ありませんか。 幸治孝明議員。
- ○6番(幸治孝明君) 質問ではなくて、お願いなんですが、審議資料の書き方について、お願いがあるんですが、地図を2つつけていただいているんですけれども、非常にわかりにくかったんです。わからないからつけていただいたんです、39ページついております資料なんですが、議案のほうへ岩井とか、川島とか出てくるんですが、下の地図は岩井橋というのが出てきますし、茂原夷隅線とか出てくるんですが、上の地図は金の田、金田しか字がない、非常にわかりにくくて私うぐいす里までたどり着くのにあちこちその動態図引っ張り出したりということでございましたので、ぜひ七井土ぐらいから入れていただくと非常にわかるということであります。それでお願いでございますが、ちょっと申し上げさせていただきました。
- 〇議長(市原重光君) 田邉担当主幹。
- ○地域整備担当主幹(田邉浩一君) 今後は議員おっしゃるとおりにわかりやすい図面をつけるようにいたしますので、よろしくお願いします。
- ○議長(市原重光君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、ここで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 町道路線の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第14、議案第4号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第4号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)について、 提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は、1億2,027万3,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ32億2,027万3,000円といたしました。

主な内容についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費については、現在、主に町民を対象に法律相談を委託しております弁護士に加え、行政実務上の多様化する問題に対応する顧問弁護士委託料の追加。

- 4 目会計管理費は、決算審査時等における指定金融機関及び収納代理金融機関の残高証明 書の発行手数料を計上。
- 6目企画費では、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、岩井地区の環境整備に要する機械・器具購入費の助成、このほか睦沢町地区集会施設等に係る補助金 交付要綱により下之郷下宿地区集会地区修繕に係る費用の一部助成を行います。
- 9目地域づくり特別事業費については、先の議会全員協議会においてご説明申し上げましたが、上市場地域のまちづくりを図るため、財団法人地域総合整備財団の補助事業を活用し、まちづくりの専門家の支援を受け、地域の課題と解決策を協議していく中で今後の方向性を見出そうとするものです。

2項2目賦課徴収費については、パソコンの老朽化等に伴う機器の購入及びシステムの移

行作業に係る費用を計上いたしました。

4款1項3目環境衛生費についても、議会全員協議会においてご説明申し上げましたが、 再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用するもので、農村環境改善センターの屋根に 太陽光パネルを設置し、防災拠点である役場及び農村環境改善センターの電力の一部として 非常時のみならず平常時もあわせて再生可能エネルギーを活用しようとするもので、5款1 項3目農業振興費については、この2月に発生した大雪に伴う農業用施設等の被害について 県の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金により、対象農家に支援を行うもので本事業 は今回の大雪に限った特例的な措置であります。

以上の事業実施に伴う財源については、それぞれ有利な補助金等を活用し一般財源については繰越金を充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜わりますようお願いを申し上げます。 以上です。

○議長(市原重光君) これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

- ○10番(市原時夫君) 顧問弁護士もう一人必要なぐらい法律上の難しい問題が、それだけ 頻繁に起きているんでしょうか。そういう何か深刻な問題があるということなんですか、そ の辺がちょっとわからないので。
- 〇議長(市原重光君) 市原町長。
- ○町長(市原 武君) 25年度まではお一人の方で、町民の方の相談を受けていただいておりましたが、町で相談をしたくても町民の方でいっぱいになってしまって、もう時間がとれないということでございました。そのようなことから、町についても、やはり最近につきましてはいろんな方がいろんなご質問がございます。ということで速やかに回答するためにも、また複数いたほうが同時にお二人の方に聞くこともできますし、片方でいっぱいで相談に乗れないというときでも、速やかに相談できるというふうなことから、やはり住民も多様化しておりますので、それに対処してまた事務も、速やかに進むというようなことから、このような形にさせてもらいたいということでございます。よろしくお願い申し上げます。
- 〇議長(市原重光君) 市原時夫議員。
- ○10番(市原時夫君) それから、町のほうの太陽光発電ということで、判断をされたというこいいことだと思うんですが、今町全体として、いろんなところにメガソーラー的なもの

もできていると思うんですけど、町のほうで全体的に今建設中含めて、どのくらいの太陽光 の発電量を有しているかというのはわかりますでしょうかね、と思った、わからなければし ようがないんですが。

- 〇議長(市原重光君) 田邉担当主幹。
- ○地域整備担当主幹(田邉浩一君) 今のご質問のほうなんですけども、メガソーラーの建設 につきまして、届け出義務がございませんので、町のほうでは全部把握し切れておらないの が状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(市原重光君) 市原町長。
- ○町長(市原 武君) 今の件でございますが、私が把握している中では、今現在上市場の富貴楽橋のところ旧養鶏場跡地、あそこにも既に一部ソーラーパネルが張られていると思います。整地をされたとこもソーラーをやるというふうに伺っております。あと今下之郷地区におきまして、業者からの問い合わせが来てるということで聞いております。これについては、下之郷の共有地の関係で来ているというふうに伺っており、最初は町に来たんですけどもこういう土地がありますよということで下之郷を紹介したということで、そちらが進んでおると思います。

あとは既に下之郷に、河川で囲まれた、旧河川に囲まれたとこはもう既に稼働しておるということでございます。またあとできれば、町も関係しますが、最終処分場の跡地あれを利用できないかということで、今後できれば公募をかけた中でそういうふうにできれば最終処分場の有効利用につながるのかなということで、一応広域のほうにはその旨の話はしてありますが、まだ事務的にはまだまだこれからという形になります。

あとは、この補正予算に出ているような先ほど説明した内容でございます。今のところそれくらいを聞いております。あと、きのう、民間の方なんですが北山田地区ということで東電に申請をしてあるということで、これはもともと経済連が養豚場をやっていたとこの入り口、養豚場に入って向かっていく右側のとこ、その土地については売りに出てるんでそこが北山田なんでそこら辺でやりたいというようなお話できのう来たと。私が把握しているところではそのくらいで、残念ながら何メガを想定しているのかというそこら辺はわからなくて申しわけないんですが、今私のほうで聞いているのはそのくらいを聞いているというところでございます。

以上です。

- 〇議長(市原重光君) 市原時夫議員。
- ○10番(市原時夫君) 千葉県は太陽光の、千葉県全体としては非常に進んでいるところなんですよね。だから、そういうところは義務はないのかもしれないけれども、やっぱり町としてこうした発電とかってのがあるという程度は、どの程度つかめるかわかりませんけど、行って、ほかのところに行って私なんか見ても、睦沢はここやってるよという意味でも宣伝にもなるかもしれませんのでその点は行って押さえられるところは押さえたほうがいいのかなと思ったので。

以上です。

〇議長(市原重光君) ほかに。

田邉議員。

○1番(田邉明佳君) ちょっと長くなります。ドイツのエネルギーヴェンデは、日本のモデルと言われてきましたけども、ことし2月にドイツ政府の調査機関では再生エネルギー法は気候変動防止も技術に刷新もないと同法律を継続することを正当であるとする理由は一切見つからないというリポート出しました。

ドイツでは全発電容量の4割から5割が再生エネルギーの発電所がつくられているんですけれども稼働率は23%ほどで、太陽光の稼働率は10%ほど、電力量としては4.5%ほどで、稼働率の割にはどんどんふえてるわけなんですけども、一般家庭ではドイツでは今年間1世帯当たり電気料金の2割ほどに当たる2万円ちょっとぐらいですかね、を再生エネルギーのために払っています。そういったエネルギーコストの増加でエネルギー貧困層もうふえ、全需要家の17%、690万件となっております。

一般質問で市原議員もおっしゃっておりましたが、町民の皆様の生活は今はかばかしくないかもしれませんけども、これどんどんつくっていくと日本でも諸外国に比べて買い取り価格も高いですし、これからますます再エネ賦課金に転嫁されていくでしょうし、今後ドイツのように持たざる人の負担が多くなっていくと思います。

電気料金に上乗せされている再エネ賦課金は誰しも公平に負担するものですが、家の形状であったり、さまざまな事情で太陽光をつけられない人は多くいます。そういった不公平さもありつつ、自然任せのエネルギーである太陽光システムを防災目的とはいえ、幾ら補助金がつくから入れようといってもそれはちょっとどうかなと私は思っているんですけど、前段はここまでにして質問に入ります。

太陽光発電は、メンテナンスフリーと言われていますが、特定非営利活動法人太陽光発電

所ネットワークの調べた全国約500台の太陽光発電システム、これは2000年を中心とした前後数年に設置されたものです。のデータでは全体の約3分の1に相当するシステムが何らかのトラブルを一度以上経験していたそうです。10年以内でモジュール交換15%、パワーコンディショナーが21%だそうです。

これはあくまで表面化した数字であって、屋根の上ということも不具合がわかりづらいために故障に気づかずそのまま運転している可能性があるのも否めないそうです。この点を踏まえながら質問させていただきます。

まずは、この太陽光システムは、自家用電気工作物でしょうか、それとも一般用電気工作物でしょうか、自家用電気工作物ですと年2回以上の法定点検を必要とします。一般用電気工作物ですと法的な点検義務はありませんけども、太陽光発電は音もなく発電して摩耗する可動部分もないことから異常を発見しづらい構造になっています。そのため前述したようにふぐあいを見逃して大きな故障や発電量の低下などを招く事例もあるそうです。

ですから、どちらにしてもそういった損失を防ぐには日々のモニターチェック等やパネル の洗浄とメンテナンスや点検が必要だと思いますけども、そういったチェックやデータ管理、 点検等はどうするんでしょうか。

また、そういった業務を行う担当課はどちらでしょうか。

あと、ソーラーシステムには一般的には製品保証と出力保証の2つがありますけども、保証はつくんでしょうかね、これは。どれくらいの期間のものなのか、想定しているのか教えていただきたいです。

2つ目、この設備におけるエネルギー収支比はいかがでしょうか。また、寿命がくると想定されるまでの維持管理費と太陽電池モジュールや周辺機器の廃棄に係る費用はどれくらいを想定しているか、教えていただけますでしょうか。長いのでとりあえず一旦切ります。よろしくお願いします。

- 〇議長(市原重光君) 鈴木政策企画担当主幹。
- ○総務課政策企画担当主幹(鈴木政信君) たくさん受けてちょっと大変ですけども、お答え させていただきます。

一般的な太陽光発電の維持管理の考え方でございますけども50キロワット未満の太陽光発電システム、これについては法的な定期点検の義務はございません。今回の施設は25キロワットということでございますので、定期点検を行うことは義務がないということになります。また、屋根の上ということで特段いたずら等による破損は考えられないということから、通

常の定期点検を委託するとこは少ないということを聞いております。

また蓄電池についても、これに準じますけども、メーカーの期待寿命これは10年とされて おります。システムが開発されて間もないことから何をもって寿命とするのか、その定義が いまだ十分ではないということでございました。今後、普及が進むにつれて、寿命や補修に 関する考えが固まってくるものと考えられます。

今回のシステムでございますけども、建設費用が高額となります。そういうことからも法的な定期点検の義務はございませんけども3年に1回程度の点検を行いたいと考えております。点検費用については1回の点検で20万円程度ということで部品交換が必要になった場合は、別途の費用がかかるということでございます。

太陽光発電の耐用年数、これは省エネ発電設備の耐用年数により17年となりますけども、 蓄電池のモジュールの耐用年数17年が経過するまでは併設している必要があるという国の指導でございます。太陽光モジュールについては、メーカーの出力保証、これは1枚のパネル85%に対し90以上の出力保証、これが25年というふうになっておりますので、特段町が負担して部品交換をモジュールについては行う必要が少ないのかなというふうに思っております。

また、蓄電池システムを17年間維持させるためには、これはあくまでも想定値でございますけども、使用環境や使用状況にもよるということでございますが、システム内のインバーター、コンバーター、制御盤、パーコンについては、おおむね10年に1回の交換が必要となるということでございます。その費用は、今回の施設の規模でいきますと300万円程度ということを聞いております。

さらに、20年以上継続させるためには蓄電池の交換を20年に1回行う必要があるということでございますが、これは、交換費用が1,500万、先ほどのインバーター等に費用が10年に1回となりますので、これをかえるときには1,800万の費用が必要になるということでかなり高額になることから耐用年数の17年から20年を目安にシステムの全部の交換あるいは廃止撤去の選択をする必要があるのかなというふうに考えております。

これは、技術が進み製品自体が低額になることも考えられますので、そのときの価格によって買いかえるのか、撤去してしまうのかの判断になると思います。また、もう一つの選択肢としては、モジュールは発売してからもう既に30年以上使用して大丈夫だというのもあるようでございますので、蓄電池のみを撤去しモジュールのみ継続して発電するということも考えられるかと思います。

これらのことを、もとにシステムの交換に大きな費用がかかる蓄電池の交換を行う前の20

年期間を使用期間として、収支の計算をしてみますと発電する電気を年間使用料の約1割としまして、これは庁舎と改善センターで使う使用料の約1割でございますけども、年間70万円となります。また発電量は徐々に低下してまいりますので、10年以降を年間の60万円で計算した20年間の電気料金、これが1,300万円となることに対しまして、初期、導入の初期費用として町の単独費これは予算で上がっていますけども500万円、3年ごとの点検費用の合計が120万円、システムの部品交換費用が300万円、これを全て足し上げますと合計で920万円となります。さらには、システムの撤去処分費用がかかるわけでございますけども、これはまだ明確には示されておりません、幾らかかるんかということは示されておりません。メーカーの話によりますと初期の導入費用のおおむね5%程度ということでございましたので、この費用が約500万円ということになります。

この電気節約費用1,300万円、これ発電量、それから維持管理費を920万円、さらに撤去処分費用500万円を差し引きますと20年間で120万円の赤字ということになりますけども、今回の提案は、防災機能の充実を図るということもございますので、ぜひともご理解をいただきたいなという話でございます。

それと、担当課は建設、要するに工事を行うのは政策企画のほうで行いますけども、その 後は施設を管理するところということになります。総務課の財政班ということになります。 以上です。

〇議長(市原重光君) 田邉議員。

○1番(田邉明佳君) 発電については、これ何だろう、条件にもよると思うんですけども、一般的には目安とされる発電量は設置容量の春から夏で70%、夏から秋で60%、秋から冬で50%と言われているんですけども、それ以外に天候にも大きく左右されるところもあるでしょうし、また影の面積率が4%でも影の場所によっては33%、出力が減少するようなこともありますけども、そういったことも考えに入れての収支なんでしょうかね。

それと、その中でそういった安定性に欠ける面がある太陽光で、もし災害が起きた場合安定した電力をつくり、防災拠点としての機能を完全に果たせるんでしょうかね。例えば電力をつくるのに最悪な状況下でほぼ蓄電できない場合、蓄電システムはどれぐらいもつんでしょうか。

- 〇議長(市原重光君) 鈴木政策企画担当主幹。
- ○総務課政策企画担当主幹(鈴木政信君) 発電、災害時に、発電がどのくらい1回蓄電池に たまったのがもつかということですけども、昼と夜をあわせまして一日分でございます。50

キロワットアワーということで一日分でございます。

必ずそれができるのかということでございますけども、昼間雨であったりとかですね、そういうことであると発電量は減るということはいたし方がないというふうに考えております。それと、月によって、天候によって発電量が違うんじゃないかという話でございますけども、これについては、新エネルギー産業技術総合開発機構ということNEDOというとこ、この日射量データベースをもとにして、角度やとか緯度経度とか角度を算出して出したものがこの数値となっております。これがぴったりになるかどうかはわかりませんけども、一応そういうところのデータを引っ張ってきてるということでございます。確実にこれだけ発電するということは言えませんけども、これが目安としてうちのほうはやっていきたいということでございます。

以上です。

- 〇議長(市原重光君) 田邉議員。
- ○1番(田邉明佳君) 点検ですが、3年に1回ぐらいでいいとおっしゃってたような気がするんですけども、でもこっちが持ってたデータでは10年以内で15%とか、21%とか故障する可能性もあるということで、日々のチェック等必要じゃないかと思うんですけども、それは担当課がかわるんだから総務課長かしら。それはやるんでしょうかね。
- 〇議長(市原重光君) 鈴木政策企画担当主幹。
- ○総務課政策企画担当主幹(鈴木政信君) 通常の管理については発電量がパーコンのほうで確認できますので、そちらで確認をできると思います。それと、定期点検でございますけども、毎年やってもそんなに変わらない部分がございますので、メーカーのほうも言ってましたけども、やるんだったら3年に一遍ぐらいでいいんじゃないですかという話もありましたんで、私どものほうは3年に一遍程度の定期点検をしていければというふうに考えてます。以上です。
- 〇議長(市原重光君) ほかに。

荻野議員。

〇11番(荻野新衞君) 主幹のすばらしい答弁でもうあいた口があからないほどでございます。いつもほれぼれします。

順番でいって今田邉議員さんのやつでやればいいんですけどね、流れがあるから順番にしたいと思うんですけど、まず、地域づくり、先ほどの議案の中で累々説明されてよくわかったんですけど、地域再生で健幸づくりのあれで57名の委員さんがいると、それを約3つに分

けると、そうすると上市場の再生のほうについては町なか再生について大ざっぱ18人から19 人になるんじゃなかろうかというふうに大ざっぱですよ、思っているんです。

そういう中でこの山崎 亮さんのコミュニティプランナーというんかな、これ頼んでやるということも悪いわけじゃないけども、上市場のあそこをやるについて十七、八人がいて、また全体でも協議すると思うんですけどね、私は3人おれば文殊の知恵というのがあるね、そうするとこれは18人いれば文殊様が文殊の知恵が6つあるわけだよ、すごいパワーなんですね。上市場の県道はね、将来的に拡幅されて歩道ができる、歩行者が安心して行き来できる、これでまずね、もう80点なんだ、100点なんですよね、それからのことはあの辺のあいてるところをどう利用するかと言えば、これからもね、将来を考えていけばおのずから大体のことは結論出ちゃうんですよ。

ですから、あえてね、補助事業だからそういって、この人にね、ぎゅっともうけさせるのもいいけどもね、町が280万かな、近くを払ってまで私はやる必要性が本当にあるのか、本当に地域を愛するんであればね、応募が大勢であったということでね、大勢の委員さんがいるんだから、その人たちが真剣にだよ、地域のこと、将来のこと考えるのが一番じゃないのかな。すぐ他人のあれを参考にするとか、ご意見聞くとかというのもね、あるけどもね、この程度のことはね、五十何人なり、十何人でね、徹底してやればね、上市場の将来見てわかるんだよ、睦沢の将来見ていれば。私がそういう答え出すわけもいかんからね、ここに入ってるんだけど、だけどせっかくできたんだから私はその人たちがね、みっちりやるべきだろうというのが一つ。

それと、今、田邉議員からのつなぎになりますけども、これ国県の補助があるわけだけども、これは国の所管はどこになる。環境省か経産省かということですね。それと、総事業費1億1,000万、僕は1つゼロが違うのかなと思っちゃった。25キロの本当に小さいパネルね、要するに百何枚だったかな、98枚か、100枚ぐらいだ、約50ワットでね。それやるのにね、1億幾ら、バッテリー、蓄電池が高いといってもね、すごい事業なんだよね、だからこの中の内訳、大体パネルが幾らでどうだというこの1億1,000万の大ざっぱ、これから入札かけるかもしれんけどもね、大ざっぱなところを教えていただきたい。

それと、あとはね、これから何だかんだとやっていけば、先ほど田邉議員さん言ったけど、何だかんだっていったって、こういうのやるとね、コストが変わるんですよ。次から次へとああじゃない、こうじゃないとそう言いながら、もう一つはね、年間約、改善センターと庁舎で約700万、その1割だと70万、その程度のこと。それともう一つはバッテリーが一日分

ですよと、50キロワットね、それだけのためにね、これだけのお金を投資しなくちゃいかんのかと、私は国が何考えているんだと。

この前、全協で言ったね、こういうことをやってたら幾ら金があったって足らない、この根本は CO_2 と災害だよね、災害たってね、ディーゼル発電機があれば間に合うんだよ正直いって、一日しかもたないバッテリーは、余分なことやらないほうが、本当は補助だ補助だからといって、余分なことやらないほうが本当はいいわけよ。こういうときは大体睦沢は飛びついちゃうんだ、よそ町さんやらんと思うよね。そういう点でこれについて本当にこれが役に立つのかどうなのかについて伺います。

〇議長(市原重光君) 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹(鈴木政信君) まずはじめに、地域づくりのほうの町なか再生支援事業のほうでございますけども、必要があるのかということで、地域再生・健幸のまちづくり実行委員会で57名でぐっともめばいいんじゃないかということでお金をかけてまでそれをする必要がないんじゃないかということでございますけども、これについては、今までもいろいろな委員会とか、そういうことをやってまいりましたまちづくり委員会から始まって、昨年の策定委員会、その結果、昨年の策定委員会ではイメージ図が出たわけでございますけども、そのイメージ図が出たことに対しまして、また地元で地域でもんでもらうという話になるわけでございますが、一旦絵が出ておりますので、あのイメージから、脱却してほかの案を出していくというのはなかなか難しいことだと思います。そのことも考えまして、一般的なほかで行った成功事例等も委託するとこはよく知ってますのでその辺も教えてもらいながら、みんなで協議がしていければなというふうに思っております。

それと、荻野議員も以前からよく言っておりますけども、睦沢町民はみんなおとなしいということを言っておりますので、その辺も今回を機会に、いろいろ発言が自由にできるような人材づくりをしていければなというふうに考えて今回の事業に至ったものでございます。

次に、太陽光発電の件でございますけども、これは所管がどこなのかということでございます。こちらにつきましては、国の所管は環境省でございます。県の窓口は環境生活部ということでございます。国が、各県に配分して、県は基金としてそれを管理し、市町村に配分するということでございます。

また、費用の問題でございますけども、その前にほかの町村はやってないんじゃないかというようなことがご質問ありましたけども、今回の平成26年度導入、この基金を使って、事業を行う自治体が17団体、千葉県でございます。金額についてはちょっと把握できておりま

せんけども、睦沢町を含めとなりの白子町、あるいは九十九里町がいますけども、全部で17 団体ということで決して我が町だけということではございません。

それと、費用のことでございますけども、高いんじゃないかということで、非常に高いと思います。私も。その中で、この太陽光モジュールの25キロワットということで、これは一般的な単価がどうなのかということなんですけども、今回のモジュールについては、260キロワットの単結晶でございます、この単結晶を96枚使って上に張りつけるということなんですけども、モジュールの単価としては、単結晶なんで普通の多結晶、表面がまだら模様になっているやつじゃないんで、高くなっているということで、これが1枚7万円でございます。それが96枚で672万円ということでございます。

リチウムイオンの蓄電池これは一日しかもたないということでございますが、50キロワットアワーということでございます。これが1台、製品価格でございますけども4,400万円ということでございます。それにかかる、例えば屋根の上に乗っけるには今の屋根の上に乗っける架台を設けなくてはならないと、それと工事費がかかってきますので、その他もろもろを足し上げますと今言ったような1億近い金額になるということでございます。

以上でございます。

〇議長(市原重光君) 荻野議員。

〇11番(荻野新衞君) どうもいろいろと丁寧にありがとうございました。

まず、再生の問題ですけどね、そもそも僕らに見せてくれたの、全協のときのイメージ図ね、あれは一回本当は白紙にしなくちゃいかんだろう、無理な話なんだよ、もう人口動態、経済いろんなことを人の流れ見ていくとね、あれは無理なの全協で言ったけども、上市場にはどういうものがいいかというのがね、今言ったこのすばらしい勢いのある人たちがね、知恵をしぼればおのずから出てきます、空から金が降ってくる、打ち出の小づちがあるわけじゃないからね。だけど、それはもう走り出しているんだから、ただね、議会全員がね、これは万々歳ということじゃないということを言わなくちゃいかんということ。大政翼賛会になっちゃう。

それからね、この太陽光の問題ね、蓄電池、高いの知ってたけど4,400万ね、そら補助が 大体しこたま1億さき補助がくるからね、末端の負担というのは少ないけども、災害とかC O₂の問題考えて、これを考えていけばこれないほうがいいんだよ、本当は。ディーゼル発 電機があれば間に合うんですよ。インフラ整備の復旧は電気が一番早いんですよ。だけどや るというんだからしようがないけど、こんなに高いコストをやったってバッテリーは一日し かもちませんよと、だから25キロのあれだと天気よくたって18か20キロしか出ないわけだから発電能力がね、だから、二日、三日やんなきゃ満タンならないし、災害時には役に立たないんではないかということなの。

でもこれはもう進んじゃってるんだから、しようがないけどもね、こういうこともあるということをはっきりさせとかないと、余り言わんけどさ、そういうことなの。

町長もこれは最高責任者、町長だから今言ったこれについて幾ら何を言ったって、もうもとへ戻らないだけども、これからのこともあるからね、私は十二分に考えるべきだろうと、これからの町政運営、行政運営を進める上でね、丸っきりただでずっとならいいけどね、今言ったランニングコストだってかかってきます。500万出す、その山崎 亮先生だってね、二百何十万、町も負担しなくちゃいかんね、人件費から何から考えれば職員のことまで踏まえていくと、すごいコストかかるの、印刷から発送からいろんなことがあると、そういうのこの中に出てこないと思うよ。

だから、そういうことを踏まえてこれからお願いしたいと、答弁はいいですよ、私の考えを一応言っとかないとね、そういうことです。

- 〇議長(市原重光君) 鈴木政策企画担当主幹。
- ○総務課政策企画担当主幹(鈴木政信君) 蓄電池50キロワットアワーにたまる発電をするということで二、三日かかるんじゃないかということなんですけども、これは昼間、日中の一日で50キロワットがたまるということになります。

25キロで一日昼間やると70キロワットアワーが出るん、そうなんですよ。70キロワットアワーその20キロワットアワーは昼間の電気に使うと、夜残った分50、その50で夜を賄うと、12時間を賄うということでございます。キロワットとキロワットアワーがありますので、そういうことで二、三日はかからない、一日でたまる計画でございます。

以上です。

- 〇議長(市原重光君) 荻野議員。
- ○11番(萩野新衞君) だから、たったそれだけのためにね、これによってバッテリーをつくっているところは利益が出て、すそ野がね利益があるかもしれんけどもね、本当にねよく考えなくちゃいけないということを言いたいんですよ。それは二日だろうが、一日だろうがそれは大した問題じゃないの、私の言わんとしていることは、細かいこと言ってるわけじゃないの、総論の中で一日しかもたないバッテリーが四千何百万もかかっていると、単純に言えばこれだけであることについて、キロワット当たり幾らや、25キロだったらキロワット単

純に言えばバッテリー入れて400万だよ、すごいことなんですよ。だから、そのすごいって ことを肝に銘じていただきたいということです。

以上です。

○議長(市原重光君) ほかにないですね。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(市原重光君) 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長(市原重光君) 日程第15、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といた します。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承知願います。

先ほど、議案第3号で質問のありました市原時夫議員さんから、うぐいす里の道路に接する世帯数について、田邉主幹から説明があります。

田邉主幹。

○地域整備担当主幹(田邉浩一君) 先ほどのご質問でございますけども、確認いたしました ところ、この町道面してる世帯、8世帯21名ということでございます。よろしくお願いいた します。

〇議長(市原重光君) 以上であります。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 追加日程第1、発議案第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出 についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

今関澄男議員。

○5番(今関澄男君) 私のほうから手話言語法を制定を求める意見書についての提案説明を いたします。

午前中に請願書の採択をいただきましたけれども、手話言語法制定はここでも述べていますように聞こえない人が手話を使い、聞こえる人たちの音声言語と同様に情報が得られコミュニケーションができる手段として極めて重要でございます。ろう学校の子供たちが手話で勉強できることや社会におけるさまざまな場面で手話通訳者が来てくれるなど、聞こえない人にとって差別のない社会生活が送れるようになります。

以上の観点からもこうした意見書提出をよろしくお願いしたく、お願いを申し上げる次第 でございます。

以上でございます。

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はいますか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑は終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出については、原案のとおり提出する ことに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定しました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 追加日程第2、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

今関澄男議員。

○5番(今関澄男君) 義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持、向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものでございます。自治体の財政力の違いによって子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るには、一人一人の子供たちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要でございます。よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものであり、議員各位の格別なご理解を賜りますようお願い申し上げ提出者の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑は終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案の とおり提出することに賛成の方は挙手願います。

(替成者举手)

〇議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり提出することに決定しました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 追加日程第3、発議案第3号 国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻牛書記朗読)

〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

今関澄男議員。

○5番(今関澄男君) 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書提出の説明をさせていただきます。

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を担っています。しかしながら、 社会の変化とともに子供たち一人一人を取り巻く環境も変化し、教育諸課題や子供たちの安 全確保など課題が山積しております。子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させ るために子供たちの教育環境の整備を一層進める必要もございます。地方財政の厳しい現状 を見れば国からの財政的な支援等の協力は不可欠であり、充実した教育を実現させるために は子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がございます。よって、国における平成27年 度教育予算拡充を強く求めるものであり、議員各位の格別なご理解を賜りますようお願い申 し上げ、提出者の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。 〇議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑は終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第3号 国における平成27 (2015) 年度教育予算拡充に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、発議案第3号は原案のとおり提出することに決定しました。

議決されました意見書3件について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、 その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任されることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(市原重光君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第2回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 4時37分)